

平成25年第4回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成25年12月11日(水曜日)

出席議員(13名)

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長職務代理者	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	寺地優君
経済課長	岩原栄君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

議事日程

- 日程第 1 請願第 2 号 平成 2 6 年度畜産物価格決定等に関する請願書（総務産業常任委員会） < P 3 >
- 日程第 2 一般質問 < P 3 ~ P 4 1 >

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 12月6日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に、12月3日の本会議において、総務産業常任委員会に付託いたしました請願第2号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

請願第2号

議長（吉田敏男君） 日程第1 請願第2号平成26年度畜産物価格決定等に関する請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は採択です。

これで、委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま

す。これで討論を終わります。

これから、請願第2号平成26年度畜産物価格決定等に関する請願書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第2号平成26年度畜産物価格決定等に関する請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 一般質問通告書に基づいて質問をいたします。

平成26年度予算編成方針と重点項目について。

平成26年度の予算編成は、国や地方とも厳しい財政状況が続いている。消費税の増税やエネルギー政策の事業等の見直し作業が進められていますが、政府は平成25年11月29日に経済財政諮問会議を開き、2014年度の予算編成方針策定へ向け地方財政の健全化として、地方税の上乗せしている別枠加算について廃止する考えを示したことにより、交付税や負担金補助金などがどの程度減額されるのか、不透明な中で平成25年度と同じ予算規模になるのか、国の方針が見えた段階で新たな予算編成作業を進めていくのか、また、足寄町第5次総合計画で平成26年度実施計画が総合開発審議会で答申されましたが、重点項目などをどのように予算に反映させて実施していくのか伺います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質

問にお答えいたします。

内閣府が発表いたしました11月の月例経済報告によると、景気は緩やかに回復しつつあるとして、総括判断を2カ月連続で据え置きました。先行きについては、各種政策の効果が発現する中で、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待され、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要も見込まれるとしているものの、一方で、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていると指摘をしております。

こうした中、政府は本年8月に平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針についてを閣議了解し、平成26年度予算は中期財政計画に沿って民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化し予算要求するよう各省庁に指示しました。

地方財政については、8月の総務省の平成26年度予算概算要求において、地方交付税は地方への交付ベースで1.8%の減、臨時財政対策債は5.2%の増と、おおむね前年度並みの要求額となっているなど、地方の一般財源の総額は、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしております。

しかしながら、本町において根幹をなす町税収入は伸び悩み、また、歳入のほぼ5割を占める地方交付税について、議員仰せのとおり、平成20年のリーマンショックによる景気悪化に対応するため導入された地方交付税の別枠加算が危機対応モードから平時モードに仕組みを切りかえていく必要があるとして廃止の検討がされており、前年度並みの一般財源を確保できるかは、まだ具体的な情報がないため非常に流動的な状況であります。

また、歳出にあっては、高齢化の進展や低所得世帯の増加などに伴う福祉・高齢化対策等の義務的経費の増加に加え、平成26年度

も高齢者複合施設、学校給食施設の整備を初めとする大型事業の実施により、投資的経費の増大が見込まれ、今後も厳しい財政環境が続くことが予想されます。

このような厳しい町財政状況のもと、町民からお預かりした限りある財源を有効活用するため、平成26年度予算編成におきまして、第5次総合計画の最終年度であり、その目標が達成できるよう第5次総合計画の着実な推進、さらに安全安心な住みよい生活環境の整備、農・林・商工業の振興、医療と介護、福祉等の連携の推進を町民と行政による協働によるまちづくりを意識して進めることを最優先事項と位置づけました。

緑輝く大地に人の優しさがあふれるまちづくりを推進するために、足寄町自律プランに基づき簡素効率化を追求して最小の経費で最良の形で提供するために、職員一丸となって一層の努力をするよう指示をしたところであります。

また、予算編成に当たって、全ての経費について町行政の責任として実施すべきものであるか、現在のやり方が最適であるか等の精査を行い、総合計画に計上されている事業であっても事業効果等を再精査し、状況によっては実施内容や実施時期の変更を行いたいと考えており、地方債を発行する場合にあっては、後年度の財政負担を軽減するために、交付税補填率の高い起債を厳選することとしております。

現在、本町では予算編成作業を開始したところでありますが、先日、好循環実現のための経済対策が閣議決定される等、国の予算や地方財政計画等が大幅に見直されることから、関係省庁などからの情報収集に努め、国の動向を的確に把握した上で自立プランに基づき行政事務の見直しを進め、第5次総合計画計上事業等の着実な推進のために努力をしままいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 今、町長から詳しい答弁内容がありましたけれども、そこで来年度から消費税増税。これが今国会の中でもいろいろと議論になっていましたけれども。それで、例えば4月から消費税が8%に上がる場合、例えば今公共事業の料金は17年度改定して以来ほとんどしていないのですけれども、このことによって公共料金を見直しする考えがあるのかなのか、聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

消費税が5%から8%に引き上げられるということが決定をいたしました。

今現在、それぞれの所管課で引き上げにかかわる料金の見直しについて、いろいろどういふ影響があるのかも含めて、あるいは各事業を運営していく上でどういふ影響があるのか、詳細な作業をさせていただいているところでございます。

新年度、4月1日からの改訂については、現在のところ予定はしておりません。

しかし、2年後にはまた10%に引き上げられるということもありますから、当然消費税増税に伴う部分、それから政策的にどうあるべきかということを確認に区別をしながらただ単に消費税、とりあえず来年新年度からですけれども3%、値上げにかかわらず料金の値上げはしないだとかそんな単純なものではなくて、しっかりと内容を精査した上で今後の対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 公共施設の料金ですけれども、例えば、水道、下水道、学校給食、それから保育園料です。それから、学童保育所の料金、その他あるわけですけれども。ただ、マスコミの報道によると、ほかの

町村でも給食費なんかも上げているところがあるのです、今回の定例会議の中で。だから、そこがちょっと心配だったものですから聞いてみたのです。今、町長の答弁ではしばらくはそのことはないということですから、そういうことで受けとめておきたいと思いません。

そして改めて、消費税増税によって特に低所得者の生活が大きく負担になるようなことになっているのですけれども、そのことについて今の段階で現状でどう何を対策を検討されているのか聞きたいと思いません。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

現時点で具体的な対策というのは、この消費税値上げに関しての分については、まだ具体的な検討には至っておりません。

ただ、先ほど申し上げたとおり、新年度スタート時には値上げについては考えていないというお答えをしたわけでありましてけれども、もう少しそこら辺ちょっと説明をさせていただきますと、やはり当然いろいろな物価の上昇ということも既に起こっているわけでありまして、やはりこのことによって地域の経済に与える影響がどうなのか、先ほども最初の答弁のところでお答えしましたけれども、国全体では景気が上向いているよということでありましてけれども、では本町（足寄町）において実態経済がどうなっているかということ、必ずしもそうではないのかなということ。いろいろなところで賃金が上がったとか、いろいろなこと、もっと言えば賃金を上げるだとかといういろいろな動きがあるわけでありましてけれども、しかし現実、足寄町の中でそういう状況にあるのかということはいくらと見きわめていかなければいけないのかなと。そんな思いもあって、とりあえず4月1日からいかなないということでありまして。

直接、消費税の関係とはちょっとつながりませんけれども、御案内のとおり物価の上昇

という部分でいきますと、これまでも対策を打ってきました冬期間の燃料代が相当値上げになっているということで、これまでも100円を超えた場合については対策を打ってきたわけでありましてけれども、これも後ほど今回の補正予算でそのことも継続して実施をするということで、そういう提案をさせていただくという予定になっているということでございます。現在のところ、そんな状況でございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 燃料の高騰については、補正予算の中で充分予算を見ているというのはわかりました。

それで、もう一つなのですけれども、例えば、消費税増税になった場合、行政の経費がどのぐらい増大していくのか、その他の影響はないのか、もしその辺の考え方あればお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

行政経費に係る増税分の影響ということでございますけれども、当然、今後、需用費ですとか委託料、それから工事請負費等、いろいろな事業の中で消費税が上がることによって、その分の3%分というのは経費として上がってくるというところでございます。

まだその影響については、町長今御答弁の中でありましたけれども、詳細については今後予算を積み上げていく中で影響額というのは出てくるのかなというように、こう考えております。

財産管理で把握をしている公共施設の経費だけで申し上げますと、例えば、公共施設25施設を契約財産室で管理をしておりますけれども、そういった中では、24年度との比較ということでございますけれども、消費税額を値上がることによって34万6,000円程度の管理経費の中での税額が上がる分に

ついでの影響額というところでございます。それから、銀河ホールにおきましては67万円程度の影響額が出るだろうというように、こう考えているところであります。町全体的には、今後精査をしていって金額が出てくるというところですが、ごく一部の部分ではそういう影響が出てくるというところでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、次に交付税の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども。

実は、去年給与を削減を実施しなかったというのは足寄町が減額された額になっていると思いますけれども。今の段階では、来年度はこのことは制限はしないということになっているみたいですが、その場合、例えば去年13年度でどのぐらいの予算が減らされたのか、それから、もしことし給与制限をしないということになれば、それはもとに戻るのか、その辺の状況もわかったらお聞かせ願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

国家公務員が7.8%給与を削減したことに伴って地方公務員も同様に削減をすればと。その部分の交付税を圧縮をするということなので、この間、議会にも何回かお答えをしたところでありますけれども、交付税の影響額というのは正確に25年度の地方交付税の中で給与削減に伴う影響額は具体的には出されておられません。今現在、私どもに届いている資料をひもといてといたしますが、解析をしても幾らという確定する数字は出せない仕組みになっております。それで、24年度の交付税に7.8%削減がされたということで想定をした試算という数値はあります。それで、以前新聞に10月13日のあのマスコミ

報道があって給与削減の十勝管内の削減額というのが一定程度報道をされています。それでは、足寄町は6,180万円ということで報道をされておりますけれども、この数字の根拠は簡易算定方法ということで、単純に基準財政需要額に1.1%を掛けた数字でこの数字が積み上げられております。

それで、前段私が申し上げたように、もうちょっと確立の高いといえますか、数字を出すとするれば、24年度の交付税の算定方式というのは明らかになっていますので、詳細が。それで単位費用のうち人件費分を抜き出して計算をしたのも、これは6月の議会で報告していると思いますけれども、約4,400万円ということで数字は明らかにしているところがあります。それで、4,400万円交付税が縮減をされて、ただ、国も全体で8,500億円の給与の見合いとして削減をするかわりに、3,000億円地域元気交付金というようなことで別枠で、逆に言えばプラス要件で補填をしておりますので、その部分は1,300万円ほどあります。ですから、4,400万円から1,300万円引くと、実質は3,100万円というのが24年度の地方交付税の算定方式に基づいて逆算をするとそういう形になっているということです。

現実に今年度正確な数字というのは、来年度になれば明らかになって算定方式がすべて資料として町村にもおりてきますので、それで逆算すればもっと正確な数字が出るということでもありますけれども、今現在でいけばそういったことでしか数字は出せないということで御理解を願いたいと思います。

3,100万円現実に交付税が削減をされた。実際は、24年度対比で地方交付税は普通交付税もう確定しております、8,800万円マイナスになっています。24年度対比で。ただ、これは大きな要因というのは別にあって、いわゆる公債費の償還金が毎年減ってくると、それに伴って基準財政需要額の数字がかわってきますので。ですから、半

分以上はその償還金が減ったということでマイナス要因にはなっているところでもあります。

その他いろいろ毎年交付税算定に当たっては制度改正、単位費用の見直し等々がありますので、どの部分で本当に現実に下がったかというのはなかなかわからないところでもあります。

それで、議員も心配されるのは、それがどれほど今回の25年度予算で住民、町民に対して影響が出たのかということになるのだというふうに思いますけれども、最終的に今回、12月議会、補正もあげておりますけれども、財政調整基金として約4億1,000万円ぐらいの積み増しは今年度、今現在でやっておりますので、決して財政的に基金を取り崩して財源充当したとかそういった実績ではありませんので、逆に今現在でいけば基金を増額をしてきているということでもありますので、全く影響がないということではありませんけれども全体の予算枠の中で一定の消化はされたということで御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、町長の御回答の中にもあるのですが、地方税の別枠です。これは、13年度で足寄として額がわかれば知らせてもらいたいのですけれども。

ただ、全国でいくと大体1兆2,000億円ぐらいが別枠でそれぞれの市町村含めて配布されているように聞いているのですけれど、その辺はどうなのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 今、議員御指摘の話は、2008年にリーマンショックがあってそれに伴って一定の経済対策も踏まえて国が別枠を加算したと。地方交付税に財源を求めるために。私どもの押さえている数字では約1兆円という、正確な数字はわかりません

けれども、9,900億円というふうに理解をしておりますけれども、その部分が今地方交付税の別枠加算として24年度まではそういった加算がされていたのですけれども、これが一定程度経済が落ち着いてきたということで、平時に戻ったということでそれをなくしたいといった動きが財務省等々から出されているのだということは報道がされているところであります。

私ども、総務省のほうからいろいろな部分で情報が流れてきますけれども、総務省としてはまだそういった状況にはないということで、地方の実態等々を踏まえて継続をして予算措置をするといった方向で進んでいるのだということまでは聞いておりますが、議員御指摘のとおり、マスコミ報道等でいけば一部今年度限りで特例加算が廃止されるといった報道もあったのも事実でございますので、私どもとしてもそのことに対しては情報収集に努めてまいりたいと思っておりますし、特例加算がないと大幅な影響は出てくるのだろうというふうに思っているところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、また地方税の関係でお聞きしたいのですけれども、今回課税されることによって自動車の取得税も引き上げられますので、それで4月から段階的に実施するということになっていきますけれども、このことによって町の財政含めてどのくらい影響があるのか、もし今の時点でわかれば御回答いただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 今の自動車取得税、あるいは軽自動車税の関係含めて、これはこれから国の税調の中で決定がされるということでもありますから、最終的にどうなるかというのは、軽自動車の取得税については1年だけ取るだとかいろいろな報道されていますけれども、まだ確定したものが流れてきて

いませんので、具体的な試算等々の作業はまだやっていないということでございますので。

ただ、単純に言いますと、それぞれ資料をお示ししているとおり、例えば軽自動車税の税収が仮に全廃されるとしたら、その分がそっくりなくなるというようなことも含めてあるわけですから、そここのところの作業はこれからだと。国の決定を受けて試算をします。少なくとも、報道されているような形でいきますと当然大きな影響があるのだろうというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、このほか4点くらいお聞きしたいのですけれども。

例えば、今回診療報酬の引き下げで、これも見なし議論がされているのですけれども、この辺については具体的な情報、それから町として24年度、2014年度の予算編成に向けてこの辺は考えておられるのかどうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 住民課長。

ただいまの御質問に対してお答えいたします。

診療報酬の改定につきましては、2年ごとに行われておりまして、平成26年度が改定の年になっています。消費税の引き上げに伴う対応を含め、国の新年度予算編成に向け、財政制度等審査会や厚生労働省の診療報酬改定基本の方針を厚生省の諮問機関であります、社会保障審査会の関係部会のほうに示されたようでありますけれども、具体的な中身についてはわかっておりません。

2014年度の予算にかかわる部分でありますけれども、診療報酬が引き下げられた場合においては、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計において歳出として被保険者に係る医療費部分が減少になるものと考えております。

しかし一方で、歳入において国、道から調整交付金などで交付されている部分の支援金もそれぞれ減少することから、医療費にかかわる部分については歳出歳入とも減少するという方向になります。ただ、ほかのほうの各科目については影響がないものと考えております。

また、病院等については診療報酬に係る収益が減少しますので、その分の収入は減少するというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それでもう一つ、高齢者の医療費が来年度から70歳、74歳、これ窓口負担が2割に引き上げられるという方向で今調整されていますけれども、例えば、このことによって町の事務処理とか予算的なことについては、これ影響がないのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 今の御質問にお答えいたします。

窓口負担に係る軽減特別措置において、平成26年3月31日まで1割負担となっております。

軽減特別措置が廃止されると2割になるということで、事務处理的にはシステムの一部変更部分が発生するというふうに想定されています。二、三十万円というふうに考えておりますけれども、システムを一度変更するという形になります。

個人が窓口で支払う負担分については、個々の保険料や保険者（足寄町）、医療機関に支払っている分については8割現在も支払っております。残りの1割については、北海道の国民健康保険連合会から直接支払われておりますので、この手続きについては特段かわることはございません。

ただ、補装具など現物支給されている場合

については、これについても個人負担が1割となっております。保険者であります足寄町が9割を一時支払いさせていただいております。残りの1割を保険者から国民健康保険連合会のほうに請求するという手続を行っておりますので、この手続きがなくなるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、次に、生活保護費の引き下げも今されるようですけれども、これに対して足寄町として具体的な対策等、これはなぜかという、低所得者の関係がありますので、もし引き下げされた場合についてはどういう考え方で進めていくのかお聞きしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

生活保護費の関係でございますけれども、今現在で国におきまして消費税の増税分、あるいは物価の上昇分を含めて支給額の改定を予定しているというふうに聞いております。その結果を待って、私どもも対策を今後検討していくような予定でおりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

ただ、先ほども言ったみたいに低所得者の、なおさら下げられるわけですから、ぜひ皆さんに影響のないようにそういうことも含めて検討していただきたいと思えます。

次に、これは行政報告、それから総合計画案に載っておりますけれども、児童館の移転事業ですけれども、これは中央児童館と下愛冠児童館が統合して足寄の剣道場を改修するという計画しておりますけれども、ただ、剣道場を具体的にどういう、これからだとは思いますが、あれの高い天井、それから

2階もあまり広くないという中で、どのぐらい今の段階ですけれども、どのような改修を考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

具体的にまだ詳細検討しておりませんが、まず耐震診断をしまして、耐震補強も兼ねて改修をしていくという計画であります。

現在、中央児童館と下愛冠児童館を統合するわけですけれども、剣道場大変広うございますから、バスケットですとかバトミントンとかミニバレーできるぐらいの屋内体育館みたいな部分は残して、あとは放課後の学習も含めてできるような体制、さらには国が今言ってきていますけれども、小学生だけに限らず中学生ですとか高校生もそこでできるようなシステムというのですか、図書室も兼ねたそういった施設をつくっていききたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 福祉課長、それはあれですか。今の現在の建物をそのままにするのか、それとも今言ったように学習とかいろいろありますけれどもそれを増築するのか、その辺はどうなのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まだ計画段階で詳細は決まっておりますけれども、課長から申しあげましたように、あの施設はもともと剣道場ですので、議員御指摘のように屋内運動場的な要素の面積が広いわけでございます。

そういった中で、冒頭言ったように、耐震診断をして耐震補強を、鉄骨造の建物ですので、補強をしなければいけないだろうと思っています。補強をすれば、一定程度骨組みに補強をするわけですから内装材等々も

一定程度撤去して補強をせざるを得ませんので、そういったことでいくと大規模改修になるのだろうというふうに思っています。当然、面積の要件もありますけれども利用状況からいって今の運動場そのまま残すというような状況ではなくて、一部は会議室であったり学習の室であったり、そういったことでかなり内部改装はしていくのだろうというふうに思いますので、そういったことで実は来年そういった基本計画、実施設計とか耐震診断の費用を今後補正をして来年度予算として計上をするべく今回の予算編成の中で詳細は詰めていきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました。

最後なのですけれども、今回の行政報告、それから第5次総合計画、26年度以降の実施計画に入っているのですけれども、足寄高校の海外研修、これは今のところ28年度まで総合計画に載っておりますけれども、そこは予定だと思っておりますけれども、それでそのほかに足寄高校の存続のために生徒を一人でも多く、今回この海外事業もそうなのですけれども、そのほかに募集に当たって、例えば足寄として、これも海外事業あるけどもそのほかこういう対策もやっているのだという、そういう何かそういう対策とかがあれば。例えば、ほかの町村では例えば、学生服、これを無償で対応しているとか、そういう事例がいっぱいあるのです。

その辺まで今、教育委員会でもいいですし、行政でもいいのですけれども、そういうことも今後検討をしていかないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

高校の二間口維持、もっと言えば存続という大事なことに對しまして、これまでも振興

会を通じながらいろいろな支援をしてきているところでございます。当然、新年度以降も少なくともその支援は継続をしていきたいというふうに思っていますし、それから今いろいろな御提案もいただいております。

まだ具体化は全くなっていませんけれども、直近の新聞報道では鹿追高校が看護学科を誘致できないかということで具体的な行動に入っているという報道も受けました。

これまだ、本当にまだ提案をいただいたというだけです。全く具現化しているわけではありませんけれども、私もその提案に対しておもしろいなと思っているのは、こういう提案を実はいただきました。足寄町は御案内のとおり、町として放牧酪農推進の町宣言をやっております。このことによって、新規就農者これまで13戸入っているという、こんな実績もありまして、十勝管内には農業高校もあります。さらには、隣町には農業大学校もあります。しかし、放牧酪農を専科とするのはないよねと。場合によってはこんなこともどうなのかと。これ、おもしろい提案だなというふうに私も思っていますから、実際にそこら辺の可能性、これは勿論可能性といっても単に道教委にお願いしますではなくて、地元として本当にそういったことが可能なかどうかということも含めて具体的なちょっと検討に入りたいなというふうに、こんなふうにも思っております。その結果踏まえて、地元でそういった体制ができあがるのだとすれば、具体的に道教委等々も含めて具体的な相談に入っていきたいなと、こんなふうに思っております。

現状はそんなところで、これからは私自信としてはやはり何としても足寄高校は存続させなければいけないというふうに思っていますので、これからは存続させる会、これは高校の振興会も含めていろいろな相談をさせていただきながら、できることはもうともかくやりたいと、こんな決意であるということをお願いして、申し上げて答弁とさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） わかりました、町長の決意がそういうことだという。

やはり何とか残したいということは、私たちも足寄高の出身で定時制ですけれども、とにかく足寄からも高校が消えるというのは本当に寂しいことだし、だからいろいろな方策なり対策をやはりつくって存続したいということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これにて、10番後藤次雄君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時再開いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

足寄高校への給食提供について。

平成25年度教育行政執行方針には、足寄高校存続に向けた支援策として給食の提供を計画しているとありました。

管内町村部の高校では、生徒確保にさまざまな知恵を絞っているところです。

足寄町では、今年度から足寄高校第1学年全員を全額公費負担で姉妹都市ウエタスキウィン市へ派遣することが実現しました。足寄高校二間口維持に向けてあらゆる可能性を検討されていることと思います。

高校において給食を提供することにより、高校存続を図っている例として、上士幌高校は既に給食を実施し、大樹高校においても今年度から要望により実施されています。

学校給食は、成長期における子供たちに身

体の健全な発育と食に関する正しい知識と理解を養う上で大切な役割を果たしています。

学校給食センターは、平成27年度に供用開始として改築整備が進んでおります。

足寄高校への給食提供にかかわる計画の進捗状況と課題について質問いたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育委員長。

教育委員長（星崎隆雄君） 教育委員会から、榊原議員の一般質問について答弁をさせていただきます。

学校給食センターの改築については、平成24年第4回定例会での行政報告において、平成25年度実施設計、平成26年度着工、平成27年度供用開始として改築整備し、僻地保育所への給食の提供と、足寄高等学校の存続に向けた支援策として足寄高等学校への給食の提供を計画していると報告させていただきました。

また、平成25年第1回定例会での教育委員会の行政執行方針及び行政報告の足寄高校の存続支援の中でも同様に、給食の提供について報告をさせていただいたところであります。

お尋ねの足寄高校への給食提供の進捗状況であります。足寄高校において昨年度末の段階で保護者に給食提供のアンケートを実施し、約70%の保護者から賛成との回答を得ており「遠方からの登校なので朝時間がないことから助かる」「働いているので助かる」「栄養バランスのとれた食事の提供はありがたい」などの意見をいただいているところであります。

現時点で実施に向けての協議を進めておりますが、詳細までは詰め切れていないのが現状です。

足寄高校への給食提供時の課題といたしましては、給食業務が高校側の本来的職務でないことから、教職員には指導面や管理面で特段の御理解と御協力を仰がなければならないと考えております。

また、給食搬送車で学校の玄関におろした後の保管の仕方や食缶輸送に伴う備品整備、

給食費の徴収方法などがありますが、いずれにしても早い段階で給食提供の実施に向けて高校側と詰め作業を行いたいと考えております。

以上、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） ただいま、御答弁いただきました中で、保護者に給食提供のアンケートを実施して70%の御返答をいただいているということだったのですが、保護者の方だけで生徒さんにはアンケートはとられていないのでしょうか。それと、このアンケートのお答えが、給食の提供を希望するというお答えが何%以上であれば提供を実施するか、そういうことはあるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

給食のアンケートでございますが、保護者からのみとしてございます。

それから、どの程度の率であれば実施に向けて進めるのが適当なのかということですが、7割という数字はかなり高い数字と思っておりますので、執行方針等でも申し上げましたとおり、実施に向けて進めたいなと、そのように考えてございます。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原君。

3番（榊原深雪君） ただいまの答弁では、高校の保護者にだけお聞きになっているようですけれども、進学される大方の生徒さんが足寄から、そして保護者の方も足寄の方が多いと思います。そして、陸別の方ですね。それで、その方の現在中学生です。もし来年、再来年になりますけれども、来年入学されるであろう中学生の3年生の方にもこういったアンケートも必要ではないかなと。そして、家庭の実態です。どなたがお弁当をつくっておられるのかというの把握していく

ことも必要かもしれません。お父さん、お母さん以外に、お父さんだけの方も、お母さんだけの方も、おじいちゃん、おばあちゃんの方もいらっしゃると思います。その中の生活の実態も。そして、そのお昼の食事がその一日の初めての食事かもしれませんし、そういった細かいアンケートというのが必要ではないかなと私は思っております。そして、高校の給食実施に当たって、やはり細かいアンケートをとった実績がある学校もあります。そういうところもお考えいただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

ただいま、議員から指摘ございましたように、そういう実態把握も必要かなというふうに考えてございます。

今後、中学校等々も詰めをさせていただきながら十分に検討をしたいなと、そのように考えてございます。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原君。

3番（榊原深雪君） この質問に至りましたのは、やはり保護者の方、あるいは生徒さんが、給食がおいしかったと。大変おいしかったのでまた食べたいなというお話を聞いたものですから、もう一度確認の意味で質問をさせていただきますけれども。

この大樹高校、ことし始められました。そして、予算の計上などももし始めるとなれば来年あるいは再来年の予算に組み込まなければなりませんね。その中で、大体どのようないろいろその物についての食缶です。その他諸々の給食にかかわる経費などはどのように見ておられますでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

高校等に対する給食の提供のときに、今おっしゃられましたような食缶の部分ですとか、それから保管室的なものが必要になるかどうかはちょっと別にしましても、その辺の

詰めはこれからの作業というふうに考えてございます。先ほど少し触れておりましたが、食缶を運ぶ台車なんかもそういうときには当然考えないとならないのだろうなというふうに思っております。詳細については、これから詰めさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原君。

3番（榊原深雪君） 高校への給食提供ということをお考えますと、道立高校の学校運営に対して町が直接関与することはできませんけれども、学校の存続や、特色と魅力ある学校づくりなどには町を挙げて支援して地元や近隣の生徒に適正な勉学の場を、勉強することが大切だと思っております。

そして、それが入学者数の増加につながると取り組みとしてはいいかなとすごく考えております。

そして、先ほどの保護者のアンケートの答えでも、やはりこれがそうかなと思います。やはり、働くお母様もふえて、そしてこういった状況というのははかり知ることができます。そして、給食というのは温かいものを、そして学校で同じものを生徒さん達が共有して食べていけるという食育の観点からもやはり中学校の生徒さんたちとも連携の意味で心の交流が生まれるかなと思っております。

そして、安心安全ということで食事も今の状況、私たちは高校生の状況はちょっとわかりませんが、やはりお弁当持ってこられる方もいらっしゃるかと思いますけれども、そうでない方も。買ったお弁当で済ませる方もいらっしゃる、そして食べない方もいるかもしれませんし。そういう状況も子供さんたちのこれからの健康ということをお考えたときにやはり給食の大切さというのは、やはり高校まで波及しても本当にいいかなと思っております。

そして、23年度に議会のほうでも給食センターについて調査いたしました。その報告

の中では、やはり高校のことも視野に入れて慎重に取り組んでいただきたいということも書きました。

そして、昨年の新聞報道なんかでも、足寄高校の新聞なんかでも報道されていましたが、周知の方も多いかと思えますけれども、それにしてもっと取り組みがもっとスムーズにしているのかなという私は感触でありましたけれども、答弁いただくまではわかりませんので、ちょっともっと取り組みをきちんとされて再来年には供用開始になりますので、こういうことは早目に取り組んでいかれたほうがいいのかと思っております。

それで、教育委員会のほうにお伺いいたしますけれども、やはりこの給食の、私もるるお話ししましたけれども、最大のメリットというのはどの辺にあるかとお考えで取り組む意向になりましたかどうかをお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

教育長（藤代和昭君） 学校給食についての基本認識については、これは学校給食法で9の目的があるのですが、九つくらいです。高校については、先ほど御案内のとおり、この学校給食法での給食の対象外ということですから、あくまでもこれは町長の施策にもあるように、高校の存続と。学校給食の昼食については、学校給食はメリットのほうが多いのですが、一方では必要でそれで充分かといったら、やはり一方では今この学校の中でも年に何回かは本当に母さんか父さんの、あるいは姉ちゃんがつくる弁当で、そして親子の情愛というのですが、そんなありがたみを感じさせるためそんなのもつくりとなんてのもありますからすべてではないのですけれども、学校給食法の目的にもあるように、非常にバランスのとれた食事というのですか、そういう意味では非常によいのではないかと。加えて、明るい社交性を養う、これを目的の一つにあるのですが、そういう意味でも私の経験上なんかあるのです。すごくいいなと思っております。学校給食について。

そういうことで、お答えになるかどうかはわかりませんが、以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原君。

3番（榊原深雪君） 再質問させていただきます。

今の答弁の中で、手づくりのお弁当に超したことはないのですけれども、足寄高校をもし給食を取り入れるとしたら任意にされるのですか、それともどういった方向をとられるのかお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

先ほど、教育長から答弁ございましたように、高校における給食につきましては、この対象外ということもございましたし、それからやはりやる以上は最後に出てきます給食料の徴収の関係も出てきます。これもしっかりとやり、納入いただくという大前提としてあるかと思しますので、考えているところは任意というふうに考えてございます。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原君。

3番（榊原深雪君） 大樹高校でも任意で給食を取り入れられて大変好評を得ているということでお伺いしております。

そういったところで、やはりもうちょっとスムーズに給食取り組みに対してのもっとアピールしておかないと、高校存続のほうの一番の最大の目的ですよね、これも一つの方法として。もっとアピールしていただきたいなと思うところであります。

それで、先ほど、後藤議員の質問にもありましたけれども、存続の方法で、町長の答弁では新規に就農の酪農の学科もおもしろいという、そういう取り組みなんかもちょっと検討してみたいというお話もありましたけれども、やはり存続を発展させるための方針として、高校に五つを唱えた方がいるのですけれども、やはり語学に力を入れたグローバル教育と、あと労働を盛り込んだ教育、あと地域との連携を深める教育、社会経験豊富な教師陣、そしてリベラルアーツの重視ということ

の五つを盛り込んだ、存続のための発展させることで提案されている方もいるのです。そして、足寄高校では、語学に力を入れたグローバル教育もされており、地域との連携もかなり深めておられると思います。そして、学力補助の取り組みで模擬試験の助成などさまざまな支援策もされています。さらに、やはりこの給食が、最初はもしかしたら70%かもしれないけれど、少しずつでも皆がおいしそうに給食食べているから僕も食べたいという感じでふえていくことを期待しまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） これにて、3番榊原深雪君の一般質問を終わります。

次に、6番 前田秀夫君。

6番（前田秀夫君） 議長のお許しが出ましたので、一般質問通告書に基づいて質問をいたします。

質問事項 携帯電話サービスエリア拡大及びインターネット環境の改善について。

携帯電話伝送路について、23年第2回定例会で質問し、このときの町長答弁では、携帯電話サービスエリアの拡大にかかわって採算性の観点から自治体が施設を整備するのであればエリア化を行いたいとの提案が携帯電話事業者から北海道総合通信局を通じてあり、国の経済対策による補助制度の充実と北海道の協調支援も行われ、非常に少額の町の財政負担で携帯電話のエリアを拡大を進めたとあります。

そこで、幾つかの経過時点の回答を踏まえ、再度町長の所見を伺いたい。

一つ、利用者の少数の地域について施設の運営、管理費等、事業者戦略はかわらず厳しい見解に対して、この間、町としてどのような対応策をとってきたのか。

一つ、少数地域は一般生活、オンネトーとの観光路のほか、森林・林業事業者と環境庁業務、農畜産営農等での緊急時対応での停電時、災害時に対応困難が想定されるが、これまでの歴史事例を踏まえた考え方について。

一つ、地デジの光ケーブルの予備芯の線は組み込まれているのか。

一つ、今年度11月の議会報告会では、地域住民から切実な要望が出され、例えば危機管理、緊急時のほか、独身者の婚活活動にも大きな影響もあるとの切実な実態に対しどう対応してきたのか。特に、上螺湾地区、大誉地地区について。

一つ、町村会、十勝圏活性化推進期成会、さらには国会議員北海道議会議員へは、どう対応してきたのか。また、北海道総合通信局等関係機関との情報交換で、補助制度の実態をとらえてどのように対応してきたのか。また、補助制度の状況は。

一つ、実態は切実なものであり、光ケーブルの余剰芯があってもギャップファイラー方式ではミニサテライトであり、弱い電波で携帯電話送受信に適合しないが、国の支援事業の活用では従前の補助対象事業費の解釈を国、道総合通信局に対し、国会議員、道議会議員、町村会、十勝圏活性化推進期成会に対し強く実態を訴え、携帯電話不能地域住民と同じ思いで解決の糸口を見出すべきと思う。

一つ、関係地区住民に23年第2回定例会以来の検討状況を具体的に展望を含め説明すべきと思うが、いかがか。

一つ、現在、螺湾地区では中継塔があると思うが、ファイルスコープというガラス状のインターネットにも使える変換器は設置されているのか。

一つ、今日情報化社会にかんがみて、携帯電話及びインターネットの使用可能に向けた一定の過疎債の注入でテナポアップの検討を視野に入れることができ得ないのか。

以上、9項目につきまして、町長の所見を伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 前田議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の、これまでの町の対応であります。採算性の観点から携帯電話事業者の自己資金による整備は困難であるが、国庫補助制

度を利用して足寄町が整備をするのであれば喜登牛、茂喜登牛、白糸、稲牛地区のエリア化が可能との提案が北海道総合通信局からあり、平成21年度に限った国の経済対策による補助制度の充実と北海道の協調支援により非常に少額な町負担で携帯電話のエリア拡大を進めることができました。

その後も、各携帯電話事業者に直接、エリア拡大の要望を粘り強く行っており、また、町村会や十勝圏活性化推進期成会などの組織や、国会議員や北海道議会議員を通じて、国や携帯電話事業者などの関係機関にエリア拡大や支援策等の充実を要望しているところがあります。

また、北海道総合通信局等の関係機関との情報交換を密にし、有利な補助制度がないか情報収集を行っておりますが、エリア拡大はそれぞれの事業者の経営戦略により進められており、たとえ自治体が伝送路と鉄塔等の基地局を整備して、携帯電話事業者の建設コスト負担が少額となる場合であっても、利用者数が少数の地域にあっては、施設の運営管理費をまかなうだけの利用料収入の確保が困難であり、整備優先度がかなり低くなっており、エリア拡大がなかなか進んでいない状況であります。

2点目の、少数地域の整備についてですが、携帯電話は一般生活や業務上はもとより災害・緊急時の通信手段として非常に有用なツールであり、地デジのエリア拡大と同様、町内全域で利用可能となることが理想であると考えております。

非常時・災害時の情報伝達手段を複数確保することが重要と考えており、そういった面からも整備費用・人口密度・採算性等のさまざまな要因でこれまでエリア化されていない地域の整備の必要性を強く訴えてきております。

3点目の、予備芯線の有無ですが、本年度整備しました、螺湾・上螺湾・上足寄及び茂足寄地区、鷲府地区、上利別及び大誉地地区の有線共聴施設整備で、幹線ケーブル

の総延長約100キロ全てに16芯の光ケーブルを敷設しており、最低でも4芯は携帯電話事業者に貸し出しすることが可能となっております。

4点目の、上螺湾・大誉地地区の整備要望の状況についてであります。1点目の答弁のとおり、要望を行っているところでありますが、特に昨年度からは地デジ難視対策で伝送路が整備される上螺湾、上大誉地、上足寄は投資コストの低減が可能として、携帯電話事業者に積極的なエリア化要望を行ってきたところであります。

5点目の、町村会や国会議員を通じての要望状況や補助制度の活用等についてですが、都市と過疎地域との情報格差がこれまで以上広がらないよう、さまざまな機会を通じてエリア拡大の要望や補助制度の充実要望を行っており、雌阿寒温泉地区や茂足寄・上利別地区等の国道沿い等で新規エリア化が行われているところであります。

携帯電話のエリア化には、電波を送受信する鉄塔と、その鉄塔と親局間を結ぶ光ケーブルが必要であって、非常に高額な投資が必要となり、また、国や北海道の補助制度もありますが、予算枠が限られていることから、補助採択も厳しい状況にあります。

6点目の、携帯電話不能地域解消の糸口などについてですが、特に今回上螺湾地区、上大誉地地区、上足寄地区において伝送路が整備されたことから、携帯電話事業者や北海道総合通信局等から技術的なアドバイス等をいただき、さまざまな方法を駆使してエリア化の努力をしまいたいと考えております。

7点目の、検討状況の関係地区住民への説明についてですが、新たなエリア化の見通しが立たず、また、町が主体的に整備を行える状況になく、今後の具体的展望などの有用なお知らせをできる状況にはありません。

新たに具体的な情報をお知らせする必要がある場合には、お知らせの方法を含めて検討

をしたいと考えております。

8点目の、ファイルスコープの設置についてであります。今回地デジ難視対策として整備した光ケーブルは、あくまでも地上デジタル放送を視聴するための整備であって、携帯電話伝送路としての活用は、あくまで予備芯線が生じたことで活用可能となったものでありますので、携帯電話固有の設備は整備しておりません。

今回整備した光ケーブルは、携帯電話のデータを伝送するための機能を充分有しており、携帯電話のネットワークと接続する際には、各携帯電話事業者が指定する接続ポイントで、各携帯電話事業者の固有の仕様により接続することになると聞いております。

9点目の、過疎債等を利用した整備促進についてであります。全額を過疎債で賄う整備は財政的に非常に困難な課題であると考えておりますが、6点目の質問に対する答弁のとおり、さまざまな手法の検討を進めてまいりたいと考えております。

最近の情報では、スマートフォンの普及により、各携帯電話事業者は新規エリア拡大ではなく既存サービスエリア、特に都市部の高速化による顧客獲得が最優先で、新規エリアの拡大が後回しとなっていると聞いており、またインターネットの高速化につきましても携帯電話同様に都市部の高速化が優先されており、高速インターネット環境の整備は携帯電話エリア拡大以上に厳しい状況と聞いております。

携帯電話のエリア化により、携帯電話のネットワークを通じ、一般的にブロードバンドと言われる通信回線と同程度の送受信速度でインターネットが使用可能になることから、携帯電話のエリア化要望を最優先に考え、引き続き機会があるごとに関係機関へのエリア拡大と補助制度充実の要望を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。前田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番 前田秀夫君。

6番（前田秀夫君） ただいまの町長の答弁の中で、私なりに今要約すれば、最大限知恵を駆使しながら何とか解決の糸口にあらゆる機関に要請すべきは要請し、優先的には携帯電話のエリア化要望ということの回答がありましたけれども。

いずれにしましても、前回の22年の議会でも申し上げましたけれども、とにかく地域住民、私も何度も、私のおうちの電話a uなのですけれども、携帯ドコモもかりながらやってみたら、やはりこれ一般的に専門用語で言うと、通じないというのは不感地域と言いまして、そういった状況が続いていて。

後からも申し上げますけれども、ひとつ認識を一致するために質問書で出ているギャップフィルターシステムというのは、当時の電波法の中で見直されて、当時は無線共聴施設の見直されたシステムということがありまして、例えば、地デジの受信が難視状態を映像と音声が正常化することを言っていると。二つは、東京から札幌、帯広の電磁波を拾って再放送して足寄まで受信可能とするものであるということを申し述べながら、足寄までの再放送のことをミニサテライトということでありまして、ファイルスコープ、つまり電波の変換器で携帯電話の電磁波のエリア拡大の電磁波を送信するものであります。この場合は、光ファイバーの芯、中身と容量で一定のエリアが決まってまいります。

そこで、現状での螺湾ドコモの中継局までの光ケーブルは地デジだけと聞いております。インターネットの基地はないとすれば、携帯電話ネットの芯がなければ携帯電話は機能しないと思いますが、その点につきましてお伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

上螺湾地区におきましては、現在、地デジを視聴するための光ケーブルを引いてことしの9月ぐらいまでに全家庭で地デジが見られ

るようになっております。

今申し上げましたように、今引かれている光ケーブルにつきましては、地デジ視聴のための施設でありまして、携帯電話を使うための施設とはなってございません。今、町長の答弁の中にもございましたけれども、ただ、その光ケーブルの中に余っている線というか、まだ使うことのできる線があるということは事実であります。現状では地デジを見るだけでありますので、携帯電話のエリア拡大という部分には現状ではつながっていないというところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番 前田君。

6番（前田秀夫君） ただいま、総務課長の御答弁がありましたことにつきましては先般の町長の行政報告の中でも説明がありましたので、理解はしております。

そこで、要するに、課長答弁のとおり、現状では地デジ用であって、要するに携帯電話・別途等には使えないよということでは私も質問書には書いてあるつもりでありますけれども、そこはそういう理解でよろしいということですね、現状は。直に携帯電話、インターネットとはつながないよという理解でよろしいということですね。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたように、現在ある光ケーブルについては、地デジ用であります。先ほども申し上げましたように、余剰の芯があると。この活用については、例えば、携帯電話会社がそれを使って携帯電話のエリア拡大をしたいというようなお話があれば、それを使ってエリア拡大をすることができる、そういうようなものでございます。そういった部分で、現在の中では地デジだけでしか使っておりませんけれども、そういう携帯電話会社がもしも使うというようなことがあれば、それも使用は可能であります。ただ、現状のところでは、特に今の段階ではそういうお話もないということで地デジだけで使っているというところで

あります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番 前田君。

6番（前田秀夫君） 現状はわかりました。

私の質問の冒頭でも申し上げましたように、要は採算性の問題、ここと行政とすれば責務上の問題でもなく、主体的には事業者がみずからの、これはオールであるという理解には立っていますけれども、さまざまなクリアをしなければならない課題があるということで、3年前のときの議会でも申し上げましたけれども、つまり今言うこら辺のところを早期に整備する必要があるということ、先般も申し上げましたように、かなりの不快感地域の住民から誠実な要望があると。なぜうちの地区だけだと。

後からも申し上げますけれども、いずれにしても光ケーブルは16芯であって、4芯がワンステップ等の理解から現在、今のお話ですと余剰芯は残しているということですから、このワンセットの4芯は残っているというところは実は所管から聞いております。聞いておりますが、いつの携帯ネットの芯を入れて携帯電話ネットの使用不感地域の解消を目的にしているのか、かなり難しいという御答弁でしたけれども。

また、光ケーブルのシステムでのギャップファイラーシステムはミニサテライトでございまして、電磁波が弱く携帯電話ネットには使用しないという理解で、私も同じ考えで立っておるところでありますけれども、町長の最初の答弁にありますように、いわゆる6点目の回答の、要するにエリア化の努力と、それから現状はわかりましたけれども、私が思うには、もう前回の議会でも前々回の議会でも申し上げましたけれども、それ以前からそういう状態が放置をされているというか。そこには私の記憶で言うと、大誉地、上螺湾を含めまして、ほぼ25世帯の営農者、主には畜産、それから畑作の人がいるわけですがけれども、携帯電話、それからインターネットは、

今IT時代と言われてから相当たっていますからかなりの農業に対しても畜産業に対しても、あるいはその他の一般のことに対しても最新の技術が全部情報として共有することができるわけでありまして、そういった面からも単に自然災害だとか危機的な状況だとかいうことばかりではなく、現状、この特に上大誉地地区、それから上螺湾地区はどなたも営農者でございまして、家から離れて畜舎だとか畑とかということで、経営上、例えばよそから来ることの電話も受けることができないというのが生活の実態でありまして。

もう一度お聞きしたいのですけれども、過疎債のことも私一つ触れていますけれども、前回の事例、これ多分私の記憶では、稲牛方面はやったときには、あれはたしか21年度、国のそれから道の共聴支援もあってやったということでありましてけれども、もう一度今の切実な問題と、それからさらには相当年数放置されているといいますが、されていますし、上螺湾にはどこにもいわゆる光ファイバーのところまで走ってきていますから、私は試算してはいませんが、そう多く金がかかるものではないと。そして、所管から調べているのは、あの鉄塔一つには4,000万円かかるという話も聞いていますけれども、全体的にいろいろな事業の、必要事業、町としても建てているわけでありましてけれども、調整見直しをかけて何とかこの関係のテンポアップといいますが、スピード感ができないのかということについて再度お尋ねをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、具体的なお答えをする前に、せっかく議論を交わすわけでありまして、少し整理の意味でちょっとお話しさせていただきますと、この間最優先で進めてきたのは地デジ対策です。テレビが見られなくなるということで、この対策をやってきたと。当然、この対策には国の支援措置もありました。あわせ

て、今、議員が御質問いただいています、その携帯の難視、あるいはインターネットも使えない。これはもう私どもも充分お聞きもしていますし、承知もしていますから、その対策をどうするのかと。

まず、ギャップフィルアのお話も出ましたけれども、これはあくまで地デジ対策でやってきたということでありまして。そこで、私どもが考えたのは、それにあわせて一歩でも二歩でも携帯の不感地域をなくせないかということで、幸いにして、一つだけ挙げますと、稲牛地区にはこのギャップフィルアをやることによって光ケーブルも引かれる、それからギャップフィルアの塔も建てる。そこに携帯電話事業者が必要な機器を設置をしてくれたということです。ですから、一歩前進をしたということなのです。

今、今度は具体的な中身に入りますけれども、上螺湾地区、あるいは大誉地地区、そのほか不感地域があります。ここも先ほど答弁したとおり、地デジを、これおくれていたのですけれども、地デジ対策で光ケーブルが引くことができましたと。ことしの9月ぐらいで大体工事が終わりましたと。そこには予備芯を入れています。ここで、今度携帯の不感を解消するためには、この光ケーブルはいきましたから、ここから引き出して鉄塔を建てて携帯電話の必要な機器を整備をしないといけないということでありまして。ここの補助制度もようやくお願いをしながら国、あるいは北海道総合通信局の御指導もいただきながら、その体制は私どもが着々と整えてきていますということなのです。

23年の一般質問を受けてから、着々とその整備に向けての体制、一方的にすべて事業者の負担でやってくれということとは言わないで、国の支援策も含めて、そこには町の一般財源も投入をしながら、そういうところまでは来ましたと。ですから、ここから実際に具現化するためには、事業者がそこに機器を設置しますよという、こういうゴーサインをもらわないことには、足寄町が事業者ではあり

ませんからそれは不可能なのです。先日も、この9月の段階で光の予備芯も設置ができましたがということで、具体的に事業者のところに担当者が行って、つい先日です。そのこともお願いをし、可能性を探っているということでもあります。そこでの回答は、上にも当然伝えますと。けども、先ほど答弁の中でお答えしたとおり、事業者の本社の中では今の戦略目標としては不感地区の解消拡大ではなくて、やはりスピード化、すなわち事業をやっていますから収益の関係も考えているということで、都市部のスピード化のほうに重点が行っているのだと。だから、帯広の支店の段階で我々も足寄町のそういう条件整備、あるいはこれまでの町の取り組みも含めて上には伝えますと。でも正直言ってなかなか優先順位からいくと、目下のところ都市部の高速化のほうにいつているのですと、そういうお答えをさせてもらったということでございます。

当然、これは前田議員おっしゃられるとおり、私も町としても何とか不感地域の解消は一日も早く実現をしたいと。しかし、相手があることもこれは事実でありますから、これはもう最大の努力をしながら一日も早く実現に向けて、先ほどもお答えしたとおり、国や、あるいはもっと言えば一番の今相談相手は北海道総合通信局であります。この御指導もいただきながら有利な補助制度を。この鉄塔を建てるにも、事業者に建てるということではありません。有利な補助制度を使って、これは町が建てるということになるのだと思うのです。ですから、事業者の持ち出しは最小限のところが必要な機器等の整備は事業者ということになるというふうに思いますけれども、そういったこと最大の実現に向けた努力をしながら、一日も早い解消に向けてやっていきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番 前田君。

6番（前田秀夫君） 地デジのポジションのスタートから今まで、現状どうなっているか。そして、上螺湾地区のところまではどうというスタイルで芯が流れているかということはわかりました。

それで、回答でも冒頭いただきましたけれども、私も何人かの方に説明、私のあまりない知識で住民に説明はしてきているのですけれども、あるいは会話をしてきているのですけれども、せっかく上螺湾なら上螺湾のところまでそういうものが来ているので、なぜネットと携帯のやつを一緒にできなかったのかということ強く求められるわけなのです。それは、現状、地デジのテレビのほうは、国の責務と事業者責務ということがありますけれども、携帯は国・行政がやるという特に責任化されたものではないということがひとつあって、そういうような類の説明をしております。話戻しますけれども、地域住民があらゆる努力を呼びかけをしている中身はわかっていないのであります。それで、できれば回答では、今はこうだということの情報提供はできないので不感地域の住民に対しての状況報告というのは難しいという回答ございましたけれども、私はぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、まずその点をお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議会も懇談会やっている、同じようなことを町のほうでもやっております。その場でもここ数年、毎回そういう御質問をいただいております。その場で、こういった整備の状況等もお知らせをしているということでございます。

ですから、問題は、そんな受益者といいますが、そこに住んでいる方は、ともかく早く携帯使えるようにしてくれよと。乱暴な言い方ですけども、そんな手続のことなんかどうでもいいのですよ。だけど、さりとて実際にその実現をするためには大きな費用もか

かる。当然それには我々もこれは、もうこう
いう時代ですから、国の責任でそういう助成
制度もつくってくださいというようなことも
お願いをして、単に事業者の責任ということ
ではなくて、やってくれと。我々自治体も汗
かきますと、金も出しますという形の中でこ
こまで来ているということなのです。

ですから、そういう意味では本当に事業者
がよしわかったと、サービス開始しましょう
ということであれば、鉄塔も町で建てよう
と思っているのです。補助事業もらって。あわ
せて、ついではですからお話ししておきます
と、この間の地デジ対策も含めて町で施設を
整備しています。保守管理もしていかなけれ
ばならないのです。これって、本来おかしく
ありませんかと国に言っているのです。つく
りましたと。これからの維持管理費につい
て、これはつくったものは責務してやってい
かなければいけないわけですから、当然そこ
の維持管理費に相当分の支援は国も考えてく
れという、こういう要望も出しているのだ
す。ですから、ちょっと話それましたけれど
も、この携帯の実現につきましては、ともか
くそこの根っこまではいつているわけです
から、あとは事業者が全地区を網羅するた
めにはどの地点に鉄塔が何カ所必要なのか
ということをお示しいただければ、それは町
のほうでまた総合通信局と連携をとりなが
ら補助制度を導入して、そして実施できる
というふうに僕は思っているのです。だか
ら、あとはもう事業者のゴーサインなの
です。ですから、そこに今現在全力を挙げ
ているということですから、そこで御理解
いただきたい。

このことは、地域の住民の方にも今の進
捗状況はその時点でお知らせはしています
けれども、それはもう繰り返しますけれど
も、切実な方にとってみたらどうでもい
いのですよ。一刻も早くやってくれと、いつ
なのよと。説明するあれはないという意味
は、全くめどが、例えば、来年度中には
できませんだとか、そういうお答えも今
のところいただいていないものだから、
そういった状況にはな

いと。ですから、少しでもそういった実
現に向けた動きがあるとすれば、当然そ
ういったことは必要だろうと思ってい
ますし、そのときに考えていきたいとい
うふうに思っています。現時点では、既
に今まで説明したことの繰り返しとい
うことになりますので、それは今のと
ころ必要ないというふうに私は判断
しているということでございますので、
御理解いただきたいというふうに思
います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 6番 前田君。

6番（前田秀夫君） 今、町長がお
っしゃっていることは、大変大きな汗
をかいていることは私は理解をいたし
ました。

ただ、要するに、事業者のゴーサイン
をさせるために、あらゆる地方で町長
を先頭にしながら長期要請もブッシ
ュをかけているということでありませ
んけれども、そういう事業者の戦略
で少数だから先行きの鉄塔がないか
らとかというようなことで今戦略的
に出しているようであります。ああ
いうものは、パソコン押したら全部
出てくるわけでありまして、素人
でもわかる状況にある。ここに全部
持ってきていますけれどもね。そう
いうことに対して、これはこの議
会になじまない言葉かもしれませんが
も、そういう事業者に対して総務省
の北海道総合通信局、さらには中
心的な国会議員、あるいは道議会
で事業者のほうにそういう方面から
も現状の実態を説明してテンポア
ップさせるようにというふうに、さ
らに強くそちらの方面にも主だ
った労をいただきたいということと。

最後になりますけれども、本当に切
実な思いだということだけはわか
っていただいて、強力に今事業者
のゴーサインの出るような駆使策
を講じていただいくことを強くお
願いをして、私の一般質問にか
えさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（吉田敏男君） これにて、6
番前田秀夫君の一般質問を終
えます。

ここで、昼食のため1時まで休
憩をいたし

ます。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

7 番、田利正文君。

7 番（田利正文君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

まず一つ目、商店版リフォーム助成制度の創設についてであります。

平成 23 年第 2 回定例会の一般質問で住宅リフォーム助成制度の創設を提案しました。平成 24 年度から住宅環境整備補助金として実施されてきました。

平成 24 年度決算に係る主要施策の成果等報告書 15 ページに、新築 7 件、700 万円、工事費 1 億 6,710 万 5,000 円、改築 141 件、2,411 万 3,000 円、工事費 1 億 1,312 万 2,000 円と記されています。

平成 25 年 7 月 8 日第 4 回臨時会の行政報告で、6 月末現在、新築 3 件、300 万円、増改築 105 件、1,693 万 9,000 円、工事費ベースで新築、増改築合わせて 1 億 4,600 万 2,000 円、月別の増改築申請状況は、4 月、23 件、357 万 4,000 円、5 月、51 件、784 万 3,000 円、6 月、31 件、552 万 2,000 円、6 月下旬に町内関係業者に本年度中の申請見込み額を聞き取り調査したところ、新築・増改築、合計 2,000 万円の契約を見込んでいるとの回答があったことから、新築と増改築合計で 2,000 万円の住環境整備補助金の増額をしています。

以上、経過を述べたわけですが、この点を踏まえて以下の点について伺います。

一つ目、平成 23 年第 2 回定例会で、私の一般質問に対する答弁の中で、ともかく循環ということ意識して、やっぱり町政を進めていきたい。経済面、林の関係、そういう視

点から、この住宅リフォームなどについても、まちの中の経済を循環させたいなど言っておられます。

平成 24 年度から住環境整備補助金がスタートしたわけですが、現時点において町長の言われるまちの中の経済の循環という点でのこの制度の評価については、どのようにお考えでしょうか。

2 点目、同じ答弁の中で、あわせてまちなかの店舗の関係、この改修についてもやっぱり考えるべきだろうなというふうに思っておりますと述べていますが、この件についてその後、検討されたのでしょうか。検討されたのであれば、現在どのようになっているのか伺います。

3、2 のところで述べたことが検討されているであろうということを踏まえて、商店版リフォーム制度の創設の提案をいたします。この制度について、5 点にまとめてみました。

商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、これから開業しようとしている人（町外に本店のある事業所は対象外）を対象とする。

対象業者は、小売・宿泊・クリーニング・理美容・飲食サービス（床面積 1,000 平方メートルを超える店舗は対象外）など幅広く対象とする。

町内の施工業者、販売業者を利用し、店舗等の改善のための改装（20 万円以上）を対象とする。

備品の購入・更新（1 品 1 万円以上、合計 10 万円以上）を対象とする。

工事金額の半分を補助、上限は 1 店舗 100 万円、1 回限りとする。

現在の住環境整備補助金という意味からすると、まちなか商店リニューアル助成事業補助金ということになるのでしょうか、町長の所見を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 田利議員の一般質問にお答えいたします。

定住人口の確保と地域経済の活性化を図るため、平成23年度に創設した住宅新築支援制度に加えて、平成24年度からは増改築、耐震診断及び耐震改修等も補助対象とすることとして、補助制度の統合を図りました。

まず、制度の評価であります。平成24年度は新築と増改築を合わせて148件、補助金は3,111万3,000円、工事費総額はその9倍、2億8,022万7,000円となっており、本年度も11月末現在の申請ベースで204件、補助金は3,983万4,000円、工事費総額はその7倍の2億7,665万8,000円で、具体的な数字でお示しすることはできませんけれども、町内の住宅関連業者を中心に地域循環型経済の活性化、町内の消費拡大、雇用創出に間違いなく結びついているものと考えております。

町内関係業者による積極的な制度普及と営業活動が行われており、本制度の創設をきっかけとして多くの安心して住み続けられる住宅、温かい住宅等への改修が行われており、本制度を活用された方はもちろん、これからも活用される方、さらに住宅関連業者からも本制度の継続を望む声を多く聞いており、財政的に支障がなく、議会の御理解をいただけるものであれば、私の任期であります平成26年度まで本制度を継続し、住宅改修等を計画されたすべての町民の皆様に支援ができればと考えております。

次に、商店版リフォーム制度の検討についてであります。平成24年度の一般住宅増改築等の補助制度を検討した際に、店舗等の改修への支援も検討したところでありますが、この間進めております金融機関及び保証協会と連携をし、中小企業振興策として中小企業特別融資制度を設けており、あわせて商工業者に対し保証料、これは全額を支援しておりますことから、商店版リフォーム制度につきましては、中小企業特別融資制度を活用していただきたいという結論になりましたので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番 田利君。

7番（田利正文君） 今の町長の答弁をいただいたわけですが、住環境整備補助金、以下、住宅リフォーム制度と言わせてもらいますが、この件について二つばかり伺ってから、本来である商店版リフォーム制度の再質問に入りたいと思います。

まず一つ目ですが、住宅リフォーム制度を活用した人の数と工事額はわかりましたが、工事を受けた側、受注者、業者の数はわかるのでしょうか。できれば、業種ごとに何件の受注をされているのか、受注額もわかれば、あわせてお示し願いたいと思います。また、1業者で最高何件受注されているのか、わかればこれもあわせてお示し願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） それでは、休憩をいたします。若干時間がかかるようであります。

午後 1時10分 休憩

午後 1時16分 再開

議長（吉田敏男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開をいたします。

ただいまの質問者の要求につきましては、後ほど執行側から資料として提供させていただくと、そういう認識でよろしいでしょうか。

それでは、次に移ってください。

7番（田利正文君） 二つ目のことですが、この制度、いわば住宅リフォーム助成制度ですが、3年間の期限があります。いわば、時限立法ということになるのでしょうか。町の中の経済循環という点からも、リピーターをつくる、リピート助成制度に質的に発展させるという考えはないか、あるいは検討したことがないかどうかをちょっと伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 反問ではありませんけれども、リピートという意味は一度使った方も何年か後にはまた使えるという、そう

という意味ですか。

現状は、考えておりません。あくまでも、私の任期期間中、時限立法と言われましたけれども、3年間の中でとにかく新築、もちろん新しく足寄町に転入者も含めてでありますけれども、あるいは改修ということで、とにかくまずは3年間に限ってこのことを創設をして実証しようということで考えておりますから。もちろん、この制度は3年間の中でも言っていますけれども、とりわけリフォーム等々を含めて額は小さく使う場合も、これ1回限りですよということは必ず申し上げているのです。

結構、据え置き、備品的なもの、ストーブだとかエアコンだとかというものも対象にしていますから、これ今回使うと、例えば来年大規模な改修をしますよといっても、それは1回しか受けられないのですよということは、窓口に来た段階でしっかり説明をさせてもらっているということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 7番 田利君。

7番（田利正文君） なぜそんな質問をしたのかということなのですが、例えば、1回やってこれでいいと思ったけれども、実はこういうところもあったと、ここも直したいという場合があって、しかも、例えばの話ですけれども、思わぬ収入があったと、それも使って直したいなというときに、その制度が使えたらいいなということが耳に入ったものですから、それはそうだなという思いがありました。それで、調べてみたら、佐世保市がことしの4月からリフォーム助成制度を実施しているそうです。そんなことがあったものですから、検討される価値があるのかなという思いで質問をいたしました。

次に行きます。

商店版リフォーム助成制度の創設をという質問をしているのに、なぜ住宅リフォーム制度の話をしているのかと言われそうですが、

住宅リフォーム制度が実施されていて町民の中でも理解が広まっていれば、商店版リフォーム制度がその名のとおり商店版と言っておりますので、事業者を対象にしたものだとわかるものではないかというように思いました。

業者の方とお話をしていて、住宅リフォーム制度は個人住宅にしか対象にならないのでしょうと。あるいは、お店はだめなのかい、お店もできるといいのにねということを何度かお話を伺ったことがあります。なるほど、それならばという思いがありまして、これも調べてみました。どこかそういうところやっているところはないだろうか。ありました。群馬県の高崎市でやっているそうです。ちょっと人口の数でいけば差がありますけれども、高崎市というところで行っているそうです。

自営業者の仕事の確保と町内における経済の循環という点で、住宅リフォーム制度が一定の役割を果たしていると考えているものですから、そういう点での理解と合意が得られれば商店版リフォーム助成制度の創設、設計はそんなに難しくはないのではないかと、5点に絞って提案をさせていただきました。もちろん、足寄のまちなかにあって今こういう制度が必要かと、あるいはまた適切な制度と言えるのか、別な方法もあるのではないかと、意見もあるでしょうし、述べたように、商業の活性化を目的にと挙げてありますが、店舗の改装補助ということでハード面を改善すれば足寄町の商業は活性化するのかと。買いたい商品がある、あるいはまた行きたいと思わせるサービスがあるなどのソフト面での問題は、どうするのかという意見のあることももちろん承知をしています。そして、財政の問題があることもわかっておりますが、住宅リフォームを手がけている業者の方がこなしきれなくて待っている、住民の方がまちの至るところでリフォームの工事をやっていて活気があっていいねという話が私のところにも聞こえてき

ました。

12月5日の勝毎だったと思いますが、とし4月から9月の観光客の売り込み数、オンネットーで44万人、道の駅で17万4,400人、15.5%増という記事がありました。六十数万人の方たちがこの足寄に入ってきている、あるいは通過しているのでしょうか。この六十数万人の人たちが1,000円、足寄町内で買い物をしていただくと幾ら落ちるかというふうに単純に考えました。それで、そのためには、魅力的な店舗があり、地域が明るくて小さなお店が元気になること、それがその一つの方法として商店版リフォーム助成制度の創設を提起したわけがあります。今一度町長の所見を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどお答えをしたとおり、実は担当のほうには商店街の分についても検討してくれということで指示をし、るる検討をしていただきました。

先ほどの答弁の中でも触れましたけれども、町のほうでは足寄町中小企業特別融資制度というのを設けております。これは、運転資金、あるいは設備資金ということで、設備資金については1,500万円以内ということであります。これは当然、町が一定の原資を金融機関、町内は道銀さんと信金さんですけども、そこに一定の資金を積んでおまして、その枠の範囲の中で融資という形で受けていただくと。今現在、利息については長期プライムレートの率を適用しているということで、今月、25年12月現在で、年1.2%の利息なのです。有利だというのは、これも好評をいただいているというのは、実は融資を受ける場合については保証協会の保証を受けるわけです。そうすると、保証料がかかります。これは、全額実は町から補助をしているという、そういう制度であります。

それで、先ほど言ったとおり、このリ

フォームについても、商店についても考えてくれということにしたのですけれども、やはりここの兼ね合いが出てくるのです。ですから、そういう意味では、むしろこちらのほうをもっともっと活用していただいたほうがいいのではないのかということで、この枠の拡大も23年の1月に道銀、信金さん、金融機関を含めてそういう会議をする場を持っているのですけれども、その中でやはりこの拡大は非常に有効だよということで、使いやすいということも含めて、そんな御意見も踏まえながら、この枠を拡大をしてきたということでございます。

ですから、ここまで言うちょっと言い過ぎかもしれませんが、一方ではこういう実際に保証料は補助をする、そしてまたさらに商店街の分のリフォームということになれば、補助金の二重みたいなことも含めて重複した支援制度になってしまうのかなという、そんな思いもあって、当初私が商店のほうにもと思ったのですけれども、それは担当のほうとも打ち合わせをしながら、ではやはり当面こっちを枠拡大をしてこっちで対応していくことにしようかということで結論づけたということであります。

なお、住宅と続いて店舗が一体となっており、住宅と続いて店舗が一体となるところについては、仮にあるとした場合については、住宅の分については、これはどのぐらいに経費を半分にするかというのは具体例は今のところ出ていませんから、具体的な検討はしていませんけれども、あくまでも居住分については商店主のところでも、当然これは住宅のリフォームのところにも該当させることは可能だと思っておりますので、そんなことも含めて異論のないような取り扱いをしていきたいという、現状そんな考えだということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 7番 田利君。

7番（田利正文君） わかりました。

高崎市でも同じような制度があって、その中でいろいろ検討した結果、今、町長が言わ

れたような制度があったのかどうかは、私はちょっと今つかんでいないのですけれども、市長がこんなふうなコメントを寄せていましたので、まちの中が元気で明るくて活気があって、そして小さなお店が元気だとシャッター街になっているところにいるいろいろなお客さんが来ると。ちょうどここでも言っていましたけれども、足寄と同じようにいろいろなイベントをやってたくさんの観光客が来るらしいのですけれども、高崎市にそこで食べていくとか、何か買っていくとかというところが少ないらしいのです。そういう意味では足寄と似ているのかなという意味で、こんな制度をつくったら、お店の中がかわるとお客さんがふえたとか、あるいは高齢者の方が毎日来るようになったとかというような事例があったというようなことがありましたので、可能であればまた検討していただきたいなというふうに思います。

先に行きます。

北海道後期高齢者医療保険料の引き上げについてです。

11月8日に開かれた、北海道後期高齢者医療広域連合議会において、2014年度及び2015年度の保険料を、現行保険料、一人当たり6万7,242円比で、11.05%上回る7万4,675円、軽減前と試算していることがわかりました。

北海道の高齢者世帯の所得は、平成23年度303万6,000円で、全国の下位に位置しており、被保険者70万7,851人のうち所得なし層41万人を含む約60万人が200万円未満の低所得層で占められています。

滞納者もふえ続け、平成24年度で7,607人、滞納額は約3億5,000万円ほどにもなっています。

年金の削減、介護保険料などが暮らしを直撃しています。この上さらに保険料が値上げになれば、高齢者にとって負担の限度を超えることは明らかです。

足寄町においても実情はそんなにかわらな

いというふうに思っていますので、町民のために町として、国や道に対して保険料軽減の財政的支援を求める必要があると思いますが、町長の所見を伺います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 北海道後期高齢者医療保険料の引き上げについての御質問ですが、後期高齢者医療に加入される被保険者の保険料については都道府県で異なり、北海道においては北海道後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、北海道後期高齢者広域連合が決定をし、2年ごとに見直しが行われております。

保険料の仕組みといたしましては、後期高齢者に係る医療費のうち、4割を現役世代によるさまざまな医療保険からの拠出金で、そして残りの1割を後期高齢者医療制度に加入する被保険者からの保険料で負担をしております。

平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートいたしましたが、2年ごとの見直しのたびに保険料は引き上げられてきました。

その要因といたしましては、一つ目に、少子高齢化による現役世代の減少があります。先ほど申しましたとおり、現役世代は加入する医療保険からの拠出金という形で後期高齢者医療制度を支えておりますが、少子化の影響により、この拠出金が年々減少しております。

後期高齢者医療制度においては、この拠出金の減少分を後期高齢者医療の被保険者である高齢者と現役世代が折半して負担することとしており、この減少分を補うために保険料が引き上げられております。

二つ目に、医療費の増額があります。医療技術の進歩により平均寿命が延びており、医療費を押し上げる要因となっていることから、公費の負担、現役世代による拠出金、被保険者の保険料もふえております。

先般、道議会において、後期高齢者医療制度保険料の見直しに関する質問があり、平成26年度の保険料について引き上げを示唆す

る答弁がなされておりますが、正式には決定されていない状況にあります。

年金支給額の改定の一方で、介護保険料など公課の引き上げは高齢者の生活に与える影響も大きいものと考えるところでございます。

また、北海道は他の都道府県に比べれば道民の所得水準は高くなく、後期高齢者医療の保険料の収納にも影響を与えており、毎年現年度分で3億5,000万円、滞納繰越分でも3億円を超える未収額を計上している現況でもあります。

こうしたことから、広域連合としても2,330万円もの滞納処分に取り組みざるを得ない状況となっております。

本町は平成23年度、24年度と後期高齢者医療加入者の保険料については収納率100%となっており、未収はありませんでした。しかしながら、北海道全体を見渡しますとかなり厳しい状況となっております。

医療費の増加分を、現役世代の拠出金と高齢者の保険料の負担に求めるのではなく、国による財政支援の拡充で行うよう町村会などを通じて働きかけを行っておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番 田利君。

7番（田利正文君） わかりました。

町長の言うとおりでと思うのですが、最後に一言だけ添えて私の一般質問を終わりたいと思います。

北海道後期高齢者広域医療連合議会の議員で、日本共産党中橋友子幕別町議会議員が11月8日に開催された第2回定例会に参加しております。その報告によりますと、2014年度以降の保険料の試算について、広域連合の事務局長は、これからまだまだ数字はかわると前置きした上で、9月の段階で7万4,675円と試算したと答えました。保険料の算定は医療費、給付費総額の約1割を被

保険者の負担としているため、被保険者が毎年約2万人増加し、一人当たりの医療費が全国平均を上回る北海道は、おのずと保険料も高くなり、制度発足からわずか5年で3回目の改定期を迎えています。国民生活基礎調査、厚労省に基づくと、高齢者1世帯当たりの所得の実態は、平成23年全国平均で303万6,000円、消費税が5%に引き上げられる前と比較すると、31万9,000円も下がっています。道民一人当たりの所得水準は、全国36番目であり、高齢者の所得も全国平均よりかなり低く、被保険者の58%が所得なし層、例えば、公的年金控除所得120万円以下になっていました。ことし8月から年金が1%削減され、食料品、生活必需品などの高騰で高齢者の暮らしは大変厳しく、保険料の値上げに応える環境にはありません。

前回の改定時には、剰余金30億円、23年度末財政安定化基金19億円、25年度の安定化基金積立予定額84億円のうち、81億円を取り崩し保険料値上げの抑制の手だてをとったものの、2.5%の引き上げになってしまいました。

今回は、それ以上の財政を確保しなければなりません。25年度の残高予算額は22億円であり、国、道に対して安定化基金の積み増しを働きかけ、道との協議を行うよう求めたところ、事務局長も抑制に向けて道と協議を進めると答えたそうであります。

厚労省は、ことし2月保険料軽減の特例措置を全廃する方針を示し、早ければ25年度から段階的に縮小するとしていることから、その影響と広域連合として中止を求めるよう質問したところ、連合長は影響について、9割軽減で29万6,810人、8.5割軽減で11万7,546人に上がり、廃止されれば保険料が5倍に引き上がる被扶養者激減緩和軽減対象者は6万2,466人になると。被保険者に与える影響は甚大であり、連合としても継続をして国に求めていくと答えたということでもあります。

足寄の高齢者の状態を考えても、保険料の引き上げ、軽減措置の廃止も許してはならないというふうに思っております。国、道に対して強く働きかけていただくことを要請をして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） 以上で、7番田利正文君の一般質問を終わります。

次に、1番 高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき、足寄町のごみ行政について、質問をいたします。

足寄町でごみ分別が行われるようになり十数年が経過し、この間いろいろな問題が発生しているように見受けられます。人間生活においてごみは絶対的になくなるものではなく、どのようにつき合っていくか、またどのように減量させていくかが重要であると考えています。

高齢化率が上昇するとともに分別をやりきれない世帯、ごみ屋敷の問題、観光客の出すごみの問題、鹿駆除を行った後の処理の問題とごみ問題には、枚挙にいとまがありません。

以上のことから、今後の足寄町のごみ行政の考え方や方向性について、以下の質問をいたします。

1、ごみ分別困難者のごみ屋敷化した存在について町としてどの程度把握しているか。また、ごみ屋敷化した場合どのような対応をするのか。

2、足寄町は観光地、観光通過型の立地であると考えますが、道の駅や公共施設にごみ箱を設置しないのはなぜか。

3、生ごみの回収が行われているが、どのように処理されているのか。また、下水道が供用開始されているが、ディスポーザーを使用すれば生ごみの排出が減少し家庭の下水道導入率が向上するのではないのか。

4、足寄町において重要な課題の一つである鹿問題であるが、鹿駆除の後どのように鹿を処理しているのか。

5、現在、3年に一度ごみ回収業者が競争入札にて決定されているが、なぜ3年に一度なのか。毎回回収業者が変更になっているが設備、人員、車両についての問題はないのか。

6、現在使用している銀河クリーンセンターが二、三年後に使用できなくなると思うが、今後の計画についてどのようになっているのか。

以上、現在足寄町民の多くの負担をかけているごみ分別について考えなければならない時期に来ていると思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

まず、ごみ分別困難者のごみ屋敷化した存在についての御質問でございますが、要介護者や障害者等の方で、かつ御家族等の支援が得られない方については、訪問介護サービス事業所等が生活支援の一環としてごみの分別、排出を行っており、現在のところごみ屋敷化しているとの情報は得ておりません。

過去において、高齢者の自宅周辺にごみ屋敷化しているとの苦情が1件、地域住民から寄せられた経緯がありますが、ごみ分別が困難であることによるものではありませんでした。

2点目の道の駅や公共施設にごみ箱を設置しない理由についてですが、本町では平成14年12月より池北3町によるごみ分別収集が開始されましたが、従前のごみ箱に分別不可能なごみが投棄されるようになったことから、公共施設でのごみ箱は撤去することとなりました。

3点目の生ごみの処理についてですが、一般家庭から排出された生ごみは、銀河クリーンセンターの高速堆肥化施設で、全量堆肥化し、製造した堆肥は無償で町民に配布しております。

ディスポーザル使用による生ごみ排出の減少と下水道導入率の向上については、ディス

ポータルを下水道に接続処理すれば、生ごみの排出量は減少しますが、そのことが下水道の水洗化率の向上につながるかは定かではありません。

ディスプレイの使用に対する本町の対応については、「公共下水道のしおり」に記載して、下水道事業の説明会や個々の排水設備の検査時に説明をさせていただいておりますが、管渠の詰まりの原因となることがあり得るので使用しないようお願いをしております。

4点目の鹿駆除後の処理についてであります。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律では、捕獲物または採取物の処理等において、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとなっております。

現状では、現地にて埋め立て処理としておりますが、持ち帰ることができる場合は、少数ではあります。銀河クリーンセンターにて焼却処分としております。

5点目の、3年に一度ごみ回収業務が競争入札で決定されている理由についてですが、条例では契約期間について5年以内とされていますが、機器の保守管理など変動の少ない業務と異なり、契約期間内に大幅な仕様の変更や経費の削減など、さまざまな委託環境の変動があることから、3年とさせていただいております。

次に、回収業者の変更による設備、人員、車両の問題については、回収にかかる設備の必要性はなく、収集にかかる人員、車両の確保となりますが、委託費積算に反映しており、確保が困難であるなどの問題は、お聞きをしております。

6点目の銀河クリーンセンターが二、三年後に使用できなくなった後の計画については、現在の銀河クリーンセンターは、足寄、本別、陸別町の3町による広域処理施設で廃棄物再生処理施設のリサイクルプラザ、これは破碎・圧縮・選別施設、高速堆肥化と埋立

処分地施設、一般廃棄物最終処理場で構成されております。

銀河クリーンセンターで二、三年後に使用ができなくなる施設は、埋立処分地施設で、当初は平成28年をもって満量の予定でありましたが、埋め立て量の減少により、二、三年の供用延長を図ることが可能となり、地元の了承が得られたことから、現在ごみ処理基本計画の修正を行い、平成30年度まで延長することで3町合意をし、ことしの3月の池北3町行政事務組合議会において執行方針として報告をしております。

埋立処分地施設が満量となる平成30年度以降のごみ処理については、十勝環境複合事務組合の帯広市くりりんセンターでの処理も選択肢として平成29年度までの早い時期に方向性を示すことで、3町で検討・協議を行っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。高橋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） ごみ分別困難者のごみ屋敷化というふうには、私表現をさせていただいたのですが、現実として認識はされていないというようなお話になっております。

ちょっと大きく私もごみ屋敷化というふうにして書いてしまって、あれだったのですけれども。現実、ごみ分別困難者という方がいらっしゃる。例えば、倉庫にごみ分別され、置いていかれてそのまま置き去りにしてしまうとか、そういう方が高齢者の方、もしくはいろいろな事情を持っている方で、そういう現状が起きているというふうになっております。

それで、私、現在コンビニエンスストアを経営しております。その中でも高齢者の方とか、いろいろな方がうちのごみ箱を使用しているわけですが、その中でやはりそのまま分別をせずに持ってこられる方というのが結構いらっしゃる。そういう方、ごみ箱があるとそういうところに持ってくるのかというふ

うに思ってしまう部分はあるのですけれども、現実としてそういうところの対応というのは、町としては考えてはもらっていいのかな、まず御質問いたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 住民課長です。

まず一つは、高齢者の部分は町長の答弁にありましたとおり、訪問介護サービス事業の中の生活支援の一部ということで御指導をいただいております。

また、日常の収集の中においては、ごみの中で回収できない場合については、その都度御連絡をいただいて、いろいろな御要望をいただく中でうちの担当のほうで御指導させていただいているという形になっております。

残念ながら、議員の御指摘のとりの収集ができずに倉庫に保管されている方がいるというような情報はお聞きしておりませんので。ただ、そういう形で収集されなかった部分については、御指導させていただくということで進めております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） やはり、そういう情報いろいろ僕も聞いているのですけれども、いろいろなそういう倉庫に入れっぱなしですとか、そういうのはあるように思われます。

しかし、やはりそういう情報をいかに町として仕入れるというか、情報を得て、それをそうならないようにするためにどういうようなことをすればいいのかなというふうに私は思っております。

実は、足寄町19分類という形で多くの分類がされているのですが、ですけどこれ現実としては、資源ごみと埋め立てと生ごみと、そんなに実を言うと多いような分類では、今のところなっていないのです。これについて、そういう17分類ですか、書いているから分類される方がちょっと精神的な負担を感じて実を言うと、うまくいっていないのかなと。それで、そういう分類の方法というか、17分類ということではなくて、もうちょっ

と表記をかえてあげるだけで実を言うと負担は軽減されるのかなというふうに考えております。

また、埋め立てごみに関してもそうなのですが、ある程度、トレイだとかを洗わなければ回収業者が持って行ってくれないというような表記ではなくて、分別ごみに関しては、埋め立てごみに関してはある程度もうちょっと幅を広げた中で、洗わなければいけないではなくて、洗わなければそれはいたし方ないというような形で埋め立てごみのほうは許容していてもいいのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 今の御指摘は、資源ごみのプラスチック等の洗浄のことかというふうに思います。それにつきましては、資源ごみとして分別処理しているわけですが、そこに係る経費の削減等も含めて、町民の皆さん方に御協力をいただきながら、ごみの処理を行っていることとなりますので。例えば、埋め立てごみと生ごみについては、町民の方々が有料で御使用いただいておりますけれども、資源ごみについてはすべて公費の中で対応するということでありまして、その費用が洗浄なんかがふえますと、ふえるということになりますので、全体的な経費の抑制も含めて町民の御協力をいただきながら資源の再生を行っているということでございますので、表記の方法については、議員の指摘のときにもありますけれども、ただ、洗浄しないで埋め立てごみにふえるということになれば、それはまた今度埋立地の使用期間が短縮されるということもありますので、埋立地については極力長期に使用できるような体制だとか、さらには資源ごみのリサイクルの適正を図るために、大変ではございますけれども、町民の皆さんにも一定の御協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） よく理解をさせてい

ただきました。

続きまして、2点目、道の駅、公共施設にごみ箱を設置しないというのですけれども、先日、十勝総合振興局の発表にありました、オンネトーでは44万人、足寄の道の駅、銀河ホール21は17万4,400人と。今年度の4月、9月です。この観光客が入り込み数になっています。その中で、市町村では第4番目です。15.5%増の66万人が足寄町に入ってきております。

こういう人たちが多くの観光客で足寄町に流入しているという中で、やはりドライブ中に飲食したりですとか、あと道の駅を利用したりだとか、そういうときにトイレタイムだとかという形で道の駅を使用している。その中で、やはり公共施設にはごみ箱を設置するというのは必要不可欠なのではないかというふうに思っております。

やはり、道の駅というのは、高速道路で言うならば、サービスエリアです。サービスエリアの中でごみ箱が設置されていないところは、実を言うと1件もないと、そういうふうに思っています。ですから、やはり観光客がリピーターとして足寄町に来る、喜んでいただける、ひとつトイレだけで寄るのではなくてごみ箱にも捨てていただけて、それでまた何かを買っていただくという、一つのきっかけになっていただけるような、そういうことが考えられないかなというふうに思っています、この質問をさせていただいております。

確かに、分別費用かかるかもしれませんが、その辺は観光客の流入等々の経済効果を考えると、非常に安価なもので済むのではないのかなと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） お答えいたします。

道の駅のごみ箱なのですが、我が町二つありまして、一つ銀河ホール21のほうですけれども、こちらのほうは缶類、ペットボトル

及びプラスチック類、それからもう一つは紙ごみ類の三つのごみ箱は設置をしております。小さいのですが、これはNPO足寄観光協会さんが事業系ごみとして回収をして収集して排出しているという状況であります。

それから、もう一個の足寄湖のほうなのですが、こちらのほうはこの分別、先ほど答弁のあった、14年の12月、その前段から各自治会も含めてごみ箱の設置についての御協議がそれぞれなされたと思うのですが、当時のふれあい公園にはセットしていたのですが、やはり一般ごみ等がそういったところに放置し投棄されているということがあるという分別できない状況が発生していることから、足寄湖のほうには設置をしないと、撤去をしたという状況であります。現状では、それにより苦情とか、そういったものは今のところ聞いておりません。

また、オンネトーにつきましては、野営場にセットされていますが、周辺、デッキだとか、観光地そのものについては、管理人さんがごみ収集をさせていただきながら処理させていただいているという現状でございます。

観光地としては、ごみのないまちづくりを目指したいところではありますけれども、何といても観光客のモラルと現状ということも、あえて啓発的な意味合いも含めて今後ともやらなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） やはり、そのまま人がいないというか、管理ができない所にごみ箱を僕も置く必要はないと思っております。しかし、足寄の道の駅の場合は、管理ができる状態になっていると思います。それで、もう少しやはり大きなものをしっかり置いて、観光客に目立つように、足寄はこういうような形でごみ箱を設置して、皆様を受け入れる体制を取っていますよというようなアピールというのにも必要ではないのかなというふうに思います。

やはり、観光客、非常に足寄町に流入しています。66万人。今後も多分、景気動向はわかりませんが、まだまだ観光客というのは多くなると。観光客をまた取り込んでいかなければいけない政策を、私はとらなければいけないと、そのように考えております。ですから、その辺に関して、やっぱりしっかりとごみ箱を設置するような方向性を見出すことが一つのきっかけになるのではないかなと。

道の駅があれば、逆に言ったら、足寄町の町民も僕は使っていいというふうに思っております。民間業者だけがそういう一般の人たちのごみを受け入れるのではなくて、足寄町としてごみ箱を設置しているのだという姿勢が、僕は必要なのだというふうに思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

先ほど、課長がお答えをしたように、観光地、いわゆる行政区内でそのごみが出されたというのであれば、その町の中で処理をするというのは、考えられるとしたら、1点そのことだと思います。ですから、足寄観光協会が駅の中でごみが出た部分については、一定程度の分別でありますけれども、観光協会が責任を持って処理をするということをやっているというお答えをしたと思います。

それで、それでは足寄の駅の外にごみ箱を設置をしたとしたら、そのごみはどこから出るのかと。では、阿寒のほうから来たとしたら、阿寒で何か買ったごみを足寄に置いていくのかと。それを足寄町の町民が負担をしなければいけないのかといったところは、行政的にも、今後ちょっと内部的にも議論をしていかなければいけないのだと思います。

当然、地元の商店でもいいのですけれども、一定の経済効果があって、それに伴うために結果としてごみをその企業なり業者の方が処理をするというのは、それはケース・バイ・ケースで考えるべきだというふうに思い

ますけれども。足寄町として、観光客のごみをどこで出たごみかわかりませんが、それを町の町民のお金をかかって処理をするといったことは、今現在は全く考えておりませんので、御理解のほどをよろしく願いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 確かに、阿寒で買われた飲食したものを足寄町に捨てて行く。何でその観光客の通っている人たちのごみを足寄町の税金を使って処理をしなければいけないのか。そういう議論は確かにあると思います。

しかし、私たちも観光客になり得る存在であります。その中で、私たちが他町で買ったものを車で移動して、例えば札幌でごみを捨てていくとかということも、現実としてあるわけで、これは現実としてどこでも同じような状況になっているというのは確かであるのだと、そのように私は認識しております。

ですので、やはり観光客に不快とは言いませんけれども、ある程度の一定理解をいただけるようなまちづくりをしていくというのも一つの私は考え方なのではないかなというふうに考えてます。

確かに、コンビニエンスストアというのは、車が入ってきてそれはやはりそこに観光客が入ってくるという状況にはなっているのは確かですけれども、足寄の道の駅でもあのように多くの観光客が入って来ているということは、それだけあそこに魅力があるというふうに感じるから、足寄に寄っていただけているのだと、そのように認識しております。その中で、やはりごみを分別して、分別できるごみ箱を置くだけで、足寄はごみに対してしっかりとした考え方を持って行っているのだなという意思表示にもあらわれるような気がしてならないと、そのように思っていますけれども、できれば御回答をお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

大きくわけて、3町でこの分別収集をしよう。それ以前のことと、それ以後のことでちょっとお話ししたいというふうに思うのですけれども。

以前は、ありとあらゆる所、公共施設、もっと言えばちょっとした駐車場にもごみ箱が設置しておりました。もっと言えば、私が担当していたころはパークゴルフ場にも置いておりました。結果としてどういう状況になったかという、ごみで溢れて、その中では収まりきれないという状況が我が町だけでなく、他町村でもそういう状況ができてきたということもあって、一つの公共的なルールといえますが、やはりごみは自分で持ち帰ろうという、こういう流れになってきたのかなと。それに乗ってと言ったらちょっと語弊あるかもしれませんが、一つにはそういうことも含めて、あわせていよいよ分別収集が始まるよとなったときにどういう現象が起きるかという、やはり今現状もそうですけれども、きちんと分別がされていないごみはそのまま残されるということです。収集業者が持って行かないということですから。ここでまたさらに輪をかけて難しい状況が出てくると。輪をかけてというのはちょっと表現適切でないかもしれませんが、そんなこともあって、誰が責任を持って処理をするのですかというこの難しい部分です。だから、ある意味多くの町外の方々に我が町を訪れていただいて、10円でも100円でもお金をおとしてもらうというのは、これはまた追求をしていかなければいけないことですが、ただ、そういう意味では、非常に並び立たないという言い方もちょっとおかしいかもしれませんが、これはまた私自身もそういう意味では議員も仰せのとおり、しっかりと管理できるところについては置くべきではないのだという、こういう御意見も当然あるのだというふうに思いますけれども。

ただ、今の現状で、例えば、足寄の道の駅のところに外に、さあどうぞと置いたときにどういう現象になるかと言ったら、たちまち僕はごみでいっぱいになるのではないかとこのように思っています。

ですから、これはまた機会があるときにそんなことも含めて、率直な意見交換ということで、ちょっとお話しもお聞きをしたいなというふうに、聞く場もちょっと意識をして御意見聞きたいなという思いはありますけれども。

ですから、きょうの中では、わかった、前向きにごみ箱設置しましょうという答えにはちょっとできないということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 非常によくわかりました。

確かに、ごみ箱設置して、ではコンビニもごみ箱を設置しております。では、それが一夜にして満杯になるのかという、実を言うと満杯には、もちろん多くはなりますけれども、もう收拾つかないほど大変なことになるのかといたら、そういうことでは実を言うとならないというふうに思っております。

ですから、そういうことも町として検討なり、どうせ24時間置くことはないでしょうから、閉まる時間帯は引き下げて夜中は置かないというような時間限定でそういうものを設置していくということも考えていただけるほうが、私はよろしいのかなというふうに考えております。

続きまして、次の質問をさせていただきます。

ディスポーザルの使用についてなのですが、まずは足寄町の汚水処理人口普及率というのは、現在何%になっているのかお伺いいたします。平成20年度末で46.95%であったというふうに調べておるのですけれども、今現在どのようになっているのかお伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

普及率ということでございますので、現在、本町の下水道につきましては、まだ事業進行中ということでございますが、現在の計画でいきますと、都市計画の用途区域内360.3ヘクタールの区域を計画区域ということで事業を進めておりまして、その中の普及率ということでいきますと、25年3月末でいきますと50.10%ということになってございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 足寄町の下水道中期ビジョン2010の中に、このような一文が書かれております。15ページに書かれていますがけれども、足寄町自立プランの中の一つの柱である財政健全化の中に、特別会計健全化がうたわれています。特別会計、企業会計、経営健全化というところで、一般会計から繰入金金を最小限に抑えるように足寄町はしていきたいというふうに出ていると、そういうふうに出ております。その中で、この普及率というか、平成24年度一般会計からの繰入金金が、多分約2億円だと思います。それで、過疎債分4,170万円を除いて、1億5,700万円が繰入金金として発生していると思うのですが、それは数字的には正しいですね。

議長（吉田敏男君） ここで、ちょっと若干休憩をいたします。

2時20分再開といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

建設課長、答弁。

建設課長（阿部智一君） お時間をいただきまして、申しわけございません。

議員の質問の中で出てまいりました数字につきましては、間違いございません。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 私、なぜそういうような質問をしているかといいますと、一般会計からの繰入金金をなるべく減少させようという中で、ディスポーザーを入れれば、私、多少でも普及率が上がるのではないかなというような考えを持っているというふうに通告書にも書きましたけれども、何か対策を打たなければ、入ってくる収入というのはかわらないと。ほかの市町村を見ますと、ディスポーザーを使うことによって、1カ月500円の使用料といいますか、使用するお金を取ると。ディスポーザーを入れてもかまわないよというような市町村というか、市町村が北海道内にもございます。

ディスポーザーは、いろいろと実を言う種類がございまして、粉碎してそのまま下水道に直結して投げるタイプ。これは、東京都、もしくは大都市圏ではほとんどだめです、今は。基本的には、それを水と固形物と分けて排出していくというものに関しては、水を排出することになるので、基本的にはオーケーだという形で進めております。基本的には、こちらのほうが多くなっているように思われます。ですけれども、北海道の沼田町は、ここはディスポーザーの推奨を行って出まして、ディスポーザーだけだと、実を言うと本体価格5万円ぐらいで買えると。ですけど、取り付け費用、電気工事入れて、大体7万円から8万円の間で多分つけられるでしょう。その中で、しかし多分500円の使用料を取るというような形でやっているのだと思います。

ある意味、こういうことをやらなければ、下水道料金、人口減っていくわけですから、普及率というか、現状、法律上は敷設された場合は、そこにつけなければいけないとなっていますが、現状、いろいろな社会経済的状況だとか、そういうのがありましてつけられないというのが現状の中で、多少でもディスポーザーをやることによって収入がふえるというふうに出ておりますが、その点はいか

がでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

確かに、下水の供給率、それがイコール収入につながるということは、仰せのとおりでございますが、また議員がおっしゃっているとおり、なかなか下水道の普及率が上がらない要因といたしましては、議員のおっしゃる通り、やはり経済的な問題によって設備の整備はしたいのだけれども、なかなかできないという方が多くいらっしゃるのも事実でございます。そのほか、合併浄化層を設置していると、合併浄化層の更新等を見ながら、更新等の時期が来たときに公共下水道に接続をしたいという方も多くいらっしゃる。それが本町の状況かなというふうにとらえております。

一方、質問にあります、ディスポーザーの使用を許可することによって普及率が向上するのではないかという部分については、なかなか前段申し上げたとおり、経済的な部分による接続をなかなかできないという状況の中で、果たしてそれが普及向上につながるのかなというところは、なかなかちょっと難しいのかなというふうに現在判断をしているところでございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 先ほど言ったように、直接粉碎したものを全部捨てるのはディスポーザーとしてはだめだと。そのかわり、水だけを出すようなディスポーザーであれば、町としてはオーケーということによろしいですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

本町では、冒頭町長の答弁の中で回答させていただいているとおり、現時点におきましては、管渠の閉塞等々の懸念があるということで、使用についてはお控えをいただきたいということをお願いをしているところでござ

いますが、国におきましても全国的に実証実験等をやられて、その結果に基づいて各自治体さんのほうで独自に判断をされて、使用の許可をされている市町村も、先ほどの沼田町初めあるようでございますが、本町につきましては、現時点でやはり、実証実験の結果を見ても、管路の閉塞があったという、そういう報告もないわけでありまして、やはり仮に粉碎したものと油等が混合した場合にどうなのかと、あるいは処理場に与える負荷がどうなのか、あるいは粉碎したといえども汚泥量が当然増加をしてくるわけです。それに対する処分費の対応をどうすべきなのか、その辺も含めて、詳細にわたって検討をする必要もあるのかなというふうに現時点考えておりまして、その辺のことを検討した上でなければ町としての最終的な許可する、しないの判断を出すのはちょっと現時点では時期早かなというふうに考えているところでございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） そうしたら、その実験というかは、町としてやる可能性はあるのですか、ないのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

当然、下水道に与える、先ほど答弁したとおり、処理場等々への負荷等の問題もありますが、一方、議員の質問の趣旨にあるとおり、ごみの減量という問題も大きな問題として片方にはあるわけですから、その辺については、今後、どの程度の時間かかるかはちょっと現時点わかりませんが、使用可能なかどうかを含めて、検討については進めていきたいなというふうに考えております。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） わかりました。

先ほど言ったように、直接流すタイプは非常に多分、管を詰まらせたりとかいろいろな問題が出るというふうに思いますので、それ以外の部分に関しては、町のほうとしても実

証実験等々いろいろ、実証実験までもすることはないと思うのですけれども、いろいろなところの情報を集めて早急に使えるような形を望んでおります。

続きまして、鹿の駆除の後の処理についての質問でございますが、実際、クリーンセンターで焼却処分しているというのですが、これどれぐらいの数が今処理されているのか、お伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） お答えいたします。

クリーンセンターのほうの燃焼炉で焼却している分ですが、平成24年度では足寄町がまちの中で出た頭数でいうと40頭でございます。それから、国道等、あと道道等に放置されている、そういった処分量も含めて、全体では昨年度は92頭の処理ということになっております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） そうすると、鳥獣保護対策事業で、足寄町でエゾシカ1,555頭、それからキツネを63頭、ハト・カラス351頭、それからヒグマ17頭と。この処分に関しては、どのような処分をしているのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） 小動物系は、今言ったような小さいものから大きいものはまた別で、鹿は大型になりますので、それ以外のものは小動物系でもって焼却をしているということであります。

大型に伴う鹿については、基本的にはその現地でもって埋め立てをしているという処分となっております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 僕、実を言うとそんなに、これは持ってくるのが非常に大変な作業になると思いますので、埋め立てをちゃんとしていただけるのであれば、それはよしと

いうふうに考えております。

それで、焼却処分についてなのですが、実を言うと、新聞の記事と申しますか、オホーツクの興部町で土壌菌を使って鹿の処分を行っているというような記事が出ておりました。これが、3日で内蔵、肉がある程度処理されて、骨だけになるというような菌を使って今実験をやっているようなのですが、本当にこの菌がいいのかというのはちょっとわからないのですけれども、そういう菌を使って処理をするとか、そういう試みというのは足寄町ではお考えになったことはありますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） 足寄町の猟友会の皆さん方が、実はそういった処理法があるということで、興部町ではないのですが江差町のほうへ行って調査をしていたことについて、報告を受けております。

その施設は、ホクレンを中心にしながらつくっているというところで御報告を受けたのですが、今、議員おっしゃったとおり、新聞等々出ているとおり、3日ないし5日程度で処分ができるということでもあります。

ただ、ここの菌が処分されても、実はこれ北大の先生がつくられた方で、その先生もお聞きし、私たち実際にさせていただきましたが、分解された後の処理というのが非常にまだはっきりとしていない、有効に使えるかどうかというのはまだ不透明であるということから、できあがったというか、処分終わった、処理の終わった後は、非常にある一定のところ保管をしているという状況があるということで、まだまだそういう意味では研究の過程でありまして、非常に結論的な話というのはまだなっていないようでございますので、本町ではそういった聞き取り程度で終わっているという状況であります。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 確かに、大きな鹿が3日で肉ないし内臓がすべて処理されるような菌というのは、ちょっとあぶないかなというには自分的にも思ったのですけれども、だ

けど、そういう菌に関しても、ある程度やはり知識を持った中でやっていったほうが処分費用はかからないのではないのかなと。もちろん焼却するだけでいいというふうに思っていますので、そういういろいろな処分の仕方等々も必要なのではないかなというふうに考えております。

続きまして、ごみの回収業者についてです。

こちらなのですけれども、やはり今特に問題はないというふうに答弁ではございましたが、現状としてどのような形になっているのか。やはり、車等々新規参入するという形になったときに、条件が厳しいのではないのかというふうに実を言うと、考えております。

今現状、新規で参入するときには、車両をしっかりと持っていなければならない、分別する工場というか、そういう土地もある程度確保をしなければいけないというふうになっていると思うのですが、その辺の条件というのはちょっとお聞かせ願ってもいいですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 住民課長です。

ただ今の議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

車両につきましては、購入後の償却までの期間も積算させていただきまして、それぞれ使用する車両について経費を積算させていただいております。その中で、充分車両の確保ができるような積算根拠になっておりますので、新規参入されても入札条件に見合うだけの車両の準備が経費の中ではできるというふうに考えております。

また、設備については、基本的には銀河クリーンセンターへ持ち込むということになっておりますので、収集業者が設備、施設を持って対応する必要性はないというふうになっております。

なお、車両の車庫等については必要かというふうに思いますけれども、そのほかの施設については、入札条件には付してございません

ので基本的には銀河クリーンセンターのほうに直接搬入することで請負収集を行うという形になっております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 今の要件であれば、車も大丈夫と。

例えば、パッカー車のように1,000万円とか案外高い車両であっても、それは3年間で充分償却ができるように見ているという判断でよろしいのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 償却期間は、それぞれの車によって若干異なりますので、3年間ということにはなっておりませんが、充分契約期間の中で対応ができるような積算をしております。例えば、パッカー車であれば6年間という償却期間になりますので、中古での対応含めて可能になっておりますし、また違う平ボデーでありましたら5年間ということで、それぞれ車両の使用頻度と状況によって償却期間を設定させていただいているという形になっております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 私の質問書にも書いたのですけれども、今は3年ですけれども、毎回3年に一度交替するというような今の中では、車も人もそのまま皆さん各かわってしまうと。その中で、保険ですとかいろいろ見ているのでしょうけれども、やはり頭がと言ったら変ですけど、社長がかわることだけでいろいろなものがかわってってしまう状況にあるのだと思います。

その中で、そういうことが参入条件等を含めてかわるような今現状であります。少しでも1年でも2年でも契約期間、5年というふうに先ほど書いておりましたけれども、これを契約期間を延ばすということではできないのでしょうか、できないのか。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 議員の質問にお

答えさせていただきます。

まず、長期契約にかかわる条例に基づきまして、最長5年以内とさせていただいておりますので、最高あっても5年でありますけれども、役務に適用する部分で、とりわけ契約期間内に大幅な仕様の変更だとか経費の削減、さまざまな委託環境が変動する場所があるというふうに想定されるものについては、逆に長期間ではなくて条件が変更すると、その次にはそういったことを加味した内容になることから、3年間ということさせていただいているところでございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） すみません、よくわからないのですが、契約期間は、したら5年間なり3年間とか、例えば2年間だとかという形というのは、だれが判断をどのように決定をするのですか。

その時々によって、例えばいろいろな車両等の要件があって1年間でやりますよとか、そうではなくて今回は何もそういうのがないので5年間とやりますよという契約を出すのか、それとも3年間一辺倒でやるのか、その辺の確定的なものというのはあるのですか。

議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

住民課長（寺地 優君） 住民課長です。

答弁書にもございますとおり、機器保守の管理などの変動の少ない役務提供につきましては5年間となっておりますけれども、ごみ収集等さまざまな仕様の変更だとか、費用の削減、さらには委託状況の変更等があります。例えば、ごみステーションの場所が変わったので、路線は次に変更になりますよということだけで契約の経費の部分が変わったりすることもありますので、そういったふうに状況のかわるものについては3年間ということにさせていただいて、通常の保守管理に基づく、契約については長期契約ということで5年間というふうになっております。

議長（吉田敏男君） 今の質問ですけれども、決まりで実際に決まっているのかどうかという質問だというふうに思うのですけれど

も。

休憩をいたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時42分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

総務課長、答弁。

総務課長（渡辺俊一君） 長期契約の契約期間についての御質問でございますが、まず条例の中で契約期間ということで5年以内ということで条例の中で決まっております。

それで、長期契約にかかわる取扱要領というのを役場の中で決めておまして、その中で契約期間といたしまして、物品を借りる、そういうような契約については5年以内、役務の提供を受ける契約、これについては3年以内ということで、取扱要領の中で決定をさせていただいております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） それであれば、例えば、これを何らかの事情があるから4年にするということは、条例を改正すれば4年にできるということによろしいのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 条例のほうは、5年以内ということになっておりますので、5年以内の中で決められるということになります。

先ほど申し上げましたように、取扱要領の中で役務を提供を受ける、そういう契約については3年以内ということにしておりますので、この期間を変更をするということになりますと、取扱要領等を見直しをして中身を検討して、この期間を変更していいのかどうかというところで決定をしていくということになります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 当初、たしか1年ごとだったと思うのですけれども、ということは、やはりそれは何らかの事情があったから

3年に延びたということであると。それを現在精査するというか、4年にしようとか5年にしようとかいう考え方はあるのか、お伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

当初は単年だということでございます。これを長期契約したのは、根拠法令というのは、地方自治法施行令に基づいて足寄町が条例の制定をしたということで、それ以降、長期契約を結んでいるところであります。

3年ということで、先ほど役務の提供ということもあって3年ですけれども、議員の言うように、ごみの場合、職員の雇用の問題、車の借り上げの問題等々でいけばもっと長期契約、4年とか5年とかということのほうが、受ける側も発注する側もお互いがよりよい方向でいくというのであれば私もこれを検討して、条例本文を直すということではありませんので、要領については町長の判断で直りますので、充分検討をさせていただきますと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） 十分わかりました。

多分、副町長がおっしゃるとおり、ある程度契約期間を長くにとってあげたほうが雇用されている側も安心すると思いますし、そしてなおかつ車両の購入等々の事由が発生した段階でもスムーズにやれるのではないかなというふうに思いますので、その辺は充分に御検討をお願いしたいと、そのように思います。

続きまして、銀河クリーンセンター使用できなくなるかという質問に対してなのですが、これも、これ実を言うと平成23年12月の第4回定例議会で、一般質問のときに井脇議員が質問をされて、副町長がお答えになっている部分であるのですが、再度私のほうから質問をさせていただきました。

確かに、埋め立ての所は非常に延びるというお話を思っているのですが、実を言うと私

焼却処分というところの選択肢、今、埋め立てがいっぱいになるまではそこを使えるのだというお話ですけれども、焼却処分というのもひとつ選択肢の中に入れていただきたいなというふうに考えております。

というのは、やはり焼却処分というところですが、燃えるごみ、燃えないごみというふうに非常に分け方が安易であったり、確かにごみ袋になると、ほかの市町村ですとちょっと焼却用だと高く設定しているところもあるように見受けられるのですが、やはり冒頭言いました、ごみの分別の困難者の事例等々、今後も出てくるであろうと思います。そのときに、やはりそういう形であるべく早めに埋め立てをするのではなく、なるべく焼却という形で持っていく方法も一つの選択肢ではないのかなというふうに思って、とらえてこの質問をさせていただきました。それについて、町としてどういうふうにお考えかを質問をいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 現在、池北3町行政組合というところで足寄町、本別町、陸別町の3町で銀河クリーンセンター等々は運営をしているところであります。足寄町が単独でこういうふうにして、ああしようということはまだ今現在のところは検討をいたしませんけれども、議員御指摘のとおり、当初、埋立処分場については平成28年で満杯になるということでもございましたけれども、各町村の減量に伴って、埋め立てごみが少なくなったということで、2年間延長して、今ごみ処理計画を平成30年度までということで延長をすることで3町合意に達しているところであります。ですから、最終的にはまだ26年度以降5年間は埋め立てごみについては、処分場で処理ができるということでもございまして。その5年ということではありませんで、もう26年度から3町でその後の対応について一定の議論をしていかなければいけないということでもございまして。

この間、28年度で終わるという段階で

は、基本的には、十勝の環境複合事務組合、帯広に持って行こうというふうなことも選択肢として考えていたわけですが、議員御指摘のように、処理方法はいろいろあって、ではごみの運搬だけで帯広までで運搬費を何千万円もかけるといことがどうなのかということもありますし、では例えば可燃ごみとして焼却処分というのでもいいのですけれども、では場所をどこにするのかと。埋立ごみ処分場については、愛冠地区の住民の皆さんの多大な御協力をいただいて、あの地区に3町のごみを埋設をしているわけで。ですから、またあそこの場所ということになると、その住民合意も取りつけないといけないとか、いろいろな問題が今後は出てくるのだらうというのがあります。

ですから、処理方法も含めて、来年当たりから30年で最終的に終わるわけですから、それまでに3町で合意になるような方策、施策を決めていかなければいけないということ。今現在、具体的にということは、残念ながら御答弁できるほどの検討内容等々はございませんので、御理解のほどをよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 高橋君。

1番（高橋秀樹君） そうですね、埋立処分場がいっぱいになる30年まではまだ時間があるのでだいぶ余裕かなと、実を言うと私も思っています。なのですが、その後、ではどこに埋立場所をつくっていくのだということがまた重要な問題になっていくのではないのかなというふうに考えております。

今現状は、あそこ整備されていますから、非常に安価な状態で使っている。しかし、今度新規でやるのであれば、今度またシートを敷き直したりですとか、いろいろな設備をつくっていかねばいけないということになりかねないと。恐らくなるのでしょう。そういうふうになる前に、足寄町として焼却済み持って行きます。ですけれども、足寄町は焼却した灰、残灰というのですか、それを足

寄町の埋め立ての所に埋めますよという形であれば、多分今よりは埋め立てごみは少なく、僕試算をしたわけではないのですが、わからないですけれども、早目にそれをやることによって、足寄の今の3町のごみだったものが、灰だけが足寄町に来るとい形でも充分延命効果が図れるのではないかなというふうに思って、この質問をさせてもらっています。

副町長のほうから、具体的なまだ考えがないという言葉ですので、私のほうからこれ以上お話をするつもりはございませんが、いずれにせよ、いろいろな検討をしていただいて、今後のごみ行政のことを考えていただいたいと、そのように考えております。

それで最後に、ごみ行政、きょう答弁をいただいた非常に多くの課長さん、副町長さんからお話をいただきました。

非常に、ごみ行政というのは今後もついて回るものだと私は思っています。足寄町民含めて、みんなが非常に興味を持っている関心事なのだと、そのように感じております。

やはり、多くの町民に負担を現状かけておりますので、なるべく足寄町民の負担を軽減させていけるような方策を、私は考えていただきたいと、そのように考えております。

最後に、町長のごみに対する方向性と考え方を最後にいま一度お聞きして、私の一般質問にさせていただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これは、冒頭の議員からの御質問にあったとおり、これは人間が社会生活を営んでいく上で、ごみについてはゼロなんてことはあり得ない、切っても切りはなせない問題であります。そういう意味では、最小の経費でどう処理をしていくのかということでございます。

なお、焼却施設、実はかつては足寄町もとより、ほとんどの自治体で独自の焼却施設を持っておりました。これ今はほとんどなく

なっております。それはなぜかといいますと、やはりダイオキシンの問題であります。率直に申し上げて、足寄町単独で今後焼却施設というのは、私は不可能だというふうに思っております。これはなぜかといいますと、常時800度で燃焼し続けなければ、ダイオキシン問題は解決できないと。

最近、直近の情報は聞いていませんからわかりませんが、技術革新が起こってちょっとそこら辺かわっているかもしれませんが、少なくともそういう状況にあって、そういう施設をつくるということは、もう常時24時間燃やし続けなければいけないですから、それ相当のごみの量も、逆な意味で言えば、量も確保しなければいけない状態ですから。足寄町単独、もっと言えば3町でこの施設というのは、これは100%私は難しいというふうに思っております。

そこで、今後の方向、先ほど来、副町長も含めて答弁をさせていただいておりますけれども、帯広の銀河クリーンセンターに仮にそこに参加をするということであれば、可燃ごみと不燃ごみ、それと有価物の大きく言えば三つぐらいで済むのかなという気はしていますけれども、問題は出るごみすべて運ぶとなると、これは運搬費が相当かかるということもあって、ここはちょっと思案のしどころだなというふうに思っております。

先ほど、鹿の駆除後の処理、菌で処理しているというお話もございました。実は、この間、3町で協力をしながら町内の方で地場菌を使ってそういうごみの処理、これは実は試験もしていただいております。途中経過としては、なるほど処理できるねというのもいただいておりますけれども、ただ冬期間の試験はまだしてありません。これも、今現状は3町でやっているものですから、足寄町単独でうちのごみだけそっちにちょっとよこしますよということにもなかなかならないという、そういう難しさはあるのですけれども。しかし、そんな手法も現状は3町で共通認識を持ちながら一つの5年後のあり方として、そう

いう方法もあるのかなと。

もう一方では、では可燃ごみについては、やはりこれは全体のごみの量を減らすということであれば、やはり燃やしてなくすというのがあっているのだというふうに思いますから、場合によっては可燃ごみについてはクリーンセンターのほうにお世話になるということもあるのかなと。

選択肢はいろいろあるというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、冒頭申し上げたとおり、これはもうごみの処理というのは絶対ずっと対処をしなければいけないというのは続くわけありますから、最少の経費で住民負担にならないような形で最善の方法を、これからもあるべき方向を探っていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、1番、高橋秀樹君の一般質問を終わります。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月12日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 2時57分 散会